

平成22年度  
商標出願動向調査報告書（概要）

マクロ調査

平成23年4月

特許庁

問い合わせ先

特許庁総務部企画調査課 技術動向班

電話：03-3581-1101（内線2155）

# 第1章 調査の概要

## 第1節 調査の目的

我が国が国際経済社会の中で競争力を維持し発展を続けていくためには、世界に先んじた知財戦略を構築し、我が国企業等が国際市場において活動を行いやすい環境を整備することが求められている。

そして、企業においては、経済のグローバル化が進展する中、日本国内だけでなく、世界規模での商標出願動向をも視野に入れ、商標出願戦略、ブランド戦略を策定していく必要がある。

そこで商標に関する主要国・機関である日本、米国、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）、欧州諸国、中国、韓国及び代表的なアジア諸国等の商標出願動向を調査し、その特徴の分析を行うと共に、その背景と考えられる各地域における経済・産業状況等を調査し、商標出願動向との関連を分析する。

また、グローバルに事業展開を行っていると思われる企業の商標の出願状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。

これらの状況を把握することは、特許庁における対外施策の企画立案のための基礎資料を整備する上で活用できるとともに、企業活動等においても、海外への商標出願戦略の策定を支援するための有益な情報となり得るものである。

## 第2節 調査の分析方法

### 1. 調査内容

- (1) 日本・米国・欧州共同体商標意匠庁（以下「OHIM」という。）・欧州諸国・中国・韓国及び代表的なアジア諸国等（以下「各国・機関」という。）に出願された、商標の直接出願件数及び出願区分数及び各国・機関を指定した国際登録出願件数及び出願区分数等について調査し、各国・機関全体の商標出願動向及び各国・機関別の商標出願動向の特徴を分析する。
- (2) 主要各国・機関の商標出願動向に影響を与えていると考えられる商標制度等を整理し、それが商標出願動向に与えている影響について分析する。
- (3) 主要各国・機関の商標出願動向に影響を与えていると考えられる経済・産業の状況を調査し、それが商標出願に与えている影響について分析する。
- (4) グローバルな展開を行っていると思われる企業の商標出願動向等を調査する。その企業について、主要各国・機関に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。
- (5) 上記調査・分析を総合的に分析し、各国・機関への商標出願等に関連する留意点を整理する。

## 2. 調査対象

### (1) 国・機関

調査対象国・機関は以下の 50 ヶ国・機関とする。

米国、カナダ、OHIM、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、スウェーデン、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア、スイス、トルコ、日本、中国、韓国、インド、台湾、インドネシア、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシア、香港、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、ロシア（順不同）

このうち、「主要各国・機関」として、日本、米国、OHIM、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、中国、韓国については詳細に調査を行う。

### (2) 商標出願の種類

各国・機関への直接出願（以下「直接出願」という。）及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づき WIPO 国際事務局に国際登録（事後指定を含む。）され、調査対象国・機関を指定した国際登録出願（以下「国際登録出願」という。）とする。

直接出願及び国際登録出願をあわせて「商標出願」という。

## 3. 使用データ

### (1) 2009 年のデータ

2009 年の各国・機関への直接出願件数及び登録件数及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願件数については、以下の文献、インターネット及びデータベースから入手した。

- ・ 各国・機関の年次報告書
- ・ WIPO Statistics on Trademarks  
(<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/marks/index.html>)
- ・ WIPO National and Regional Office IP Statistics and Annual Reports  
([http://www.wipo.int/ipstats/en/resources/office\\_stats\\_reports.html](http://www.wipo.int/ipstats/en/resources/office_stats_reports.html))
- ・ トムソン・ロイターデータ（ThomsonCompuMark の提供する商標データベースである「SAEGIS」システム及び「TrademarkScan」）

### (2) 2005 年～2008 年のデータ

2005 年～2008 年の各国・機関の直接出願件数及び登録件数及びマドリッド協定又はマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願件数については、以下の文献、インターネット、及びデータベースから入手した。

- ・ 平成 21 年度商標出願動向調査報告書－マクロ調査－（特許庁 平成 22 年 3 月）
- ・ 各国・機関の年次報告書
- ・ WIPO National and Regional Office IP Statistics and Annual Reports
- ・ トムソン・ロイターデータ（ThomsonCompuMark の提供する商標データベースである「SAEGIS」システム及び「TrademarkScan」）

#### 4. 留意点

本報告書では以下の用語について、次のように整理して用いている。

- (1) 「他国」とは、自国以外の調査対象国・機関を示す。なお、台湾・香港については、便宜上、「自国」と表記する。
- (2) 出願先国が日本とは日本国特許庁、米国とは米国特許商標庁、OHIMとは欧州共同体商標意匠庁、ドイツとはドイツ特許商標庁、英国とは英国連邦知的財産庁、フランスとはフランス特許庁、イタリアとはイタリア特許商標庁、スペインとはスペイン特許商標庁、スイスとはスイス連邦知的財産権庁、中国とは中国商標局、韓国とは韓国特許庁への出願を示す。また、ベネルクスとはベネルクス知的財産庁（ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）、その他の国については各国の知的財産権庁への出願を示す。
- (3) 一般的に欧州共同体商標（CTM：Community Trade Mark）の制度を利用した出願を「CTM出願」と呼んでいるが、本報告書では便宜上、「OHIMへの出願」とする。
- (4) 「出願人国籍」とは出願人の国籍を示す。特に、出願人国籍が「欧州」とは、出願人国籍が欧州連合（EU）加盟国の27ヶ国及びスイスとした。

＜ 欧州連合加盟国27ヶ国（2011年2月現在） ＞

オーストリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国、チェコ、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア、ブルガリア、ルーマニア

- (5) 「国際登録出願」とは、1891年4月に制定された標章の国際登録に関するマドリッド協定又は同協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書に基づく標章の国際登録出願のことをいう。

なお、国際登録には「事後指定<sup>1</sup>」の制度があるため、国際登録を行った商標であっても事後的に加盟国において商品・役務の追加、国の追加を行っている場合には、別の国際登録出願として扱っている。

- (6) 「分野」とは特許庁の旧審査室毎に分類した6分野を表す。現在の審査室とは異なるが、経年変化をみるため便宜的に旧審査室毎で調査することとする。ニース協定に基づいて採択・公表された「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類」（第1類～第45類、以下「ニース国際分類」という。）を、次のように分けている。（表1-4-1）

「化学」：1～5類、「機械」：6～13、19類、「繊維」：14、18、22～26類、

「雑貨」：15～17、20、21、27、28、34類、「食品」：29～33類、「役務」：35～45類

#### 5. 件数のカウント方法

本報告書において「出願件数」は出願番号に対応する1出願を1件とカウントした。

「登録件数」は登録番号に対応する1登録を1件とカウントした。また、「出願区分数」は出願に指定されているニース国際分類の区分の数を1区分1件とカウントした。

---

<sup>1</sup> 先に行った国際登録出願の時点で指定しなかった国や商品・役務を国際登録後に追加指定できる制度

## 第2章 各国・機関の商標出願・登録動向

### 第1節 全体動向

各国・機関全体の商標出願、登録状況、出願人国籍別の商標出願状況、国際登録出願状況、ニース国際分類の区分別の商標出願状況、産業分野別の商標出願状況を調査することにより、調査対象国・機関における商標出願動向の特徴を分析する。

#### 1. 各国・機関全体の商標出願動向

2005年から2009年までの各国・機関全体の商標出願件数の推移を表1-1と図1-1に、2009年の年間出願件数が9万件以下の国・機関の拡大図を図1-2に示す。

各国・機関の年次報告書等によると、2005年から2009年までの各国・機関全体の商標出願件数推移では、全体的に出願件数の増加傾向が見られていたが、大半の国で2009年には、前年に比べ減少となった。

図1-2は、年間出願件数が9万件以下の国・機関の商標出願件数推移を示している。2005年から2009年にかけて出願件数の少ない国の多くが減少傾向を示している。

なお、キプロス、マルタ、メキシコ、アルゼンチン、タイ、マレーシア及びブラジルは一出願一区分制度を採用しており、シンガポールは2007年7月から一出願多区分制度を採用している。また、中国に関しては、直接出願は一出願一区分制度を採用しているが、国際登録出願については、一出願多区分を許容している。

#### 2. 各国・機関への出願人国籍別直接出願区分数

2009年の各国・機関への出願人国籍別直接出願区分数は、いずれも自国への直接出願が最も多い。日本国籍の出願人による他国・機関への直接出願では、中国への直接出願区分数が10,085件と最も多く、次いで韓国への直接出願区分数が4,551件、米国への直接出願区分数が4,319件と続いている。

米国籍の出願人による他国・機関への直接出願では、カナダへの出願が23,028件と最も多く、次いでOHIMへの20,479件、中国への14,378件と続いている。

欧州では英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス国籍の出願人のいずれもがOHIM経由での出願が最も多い。

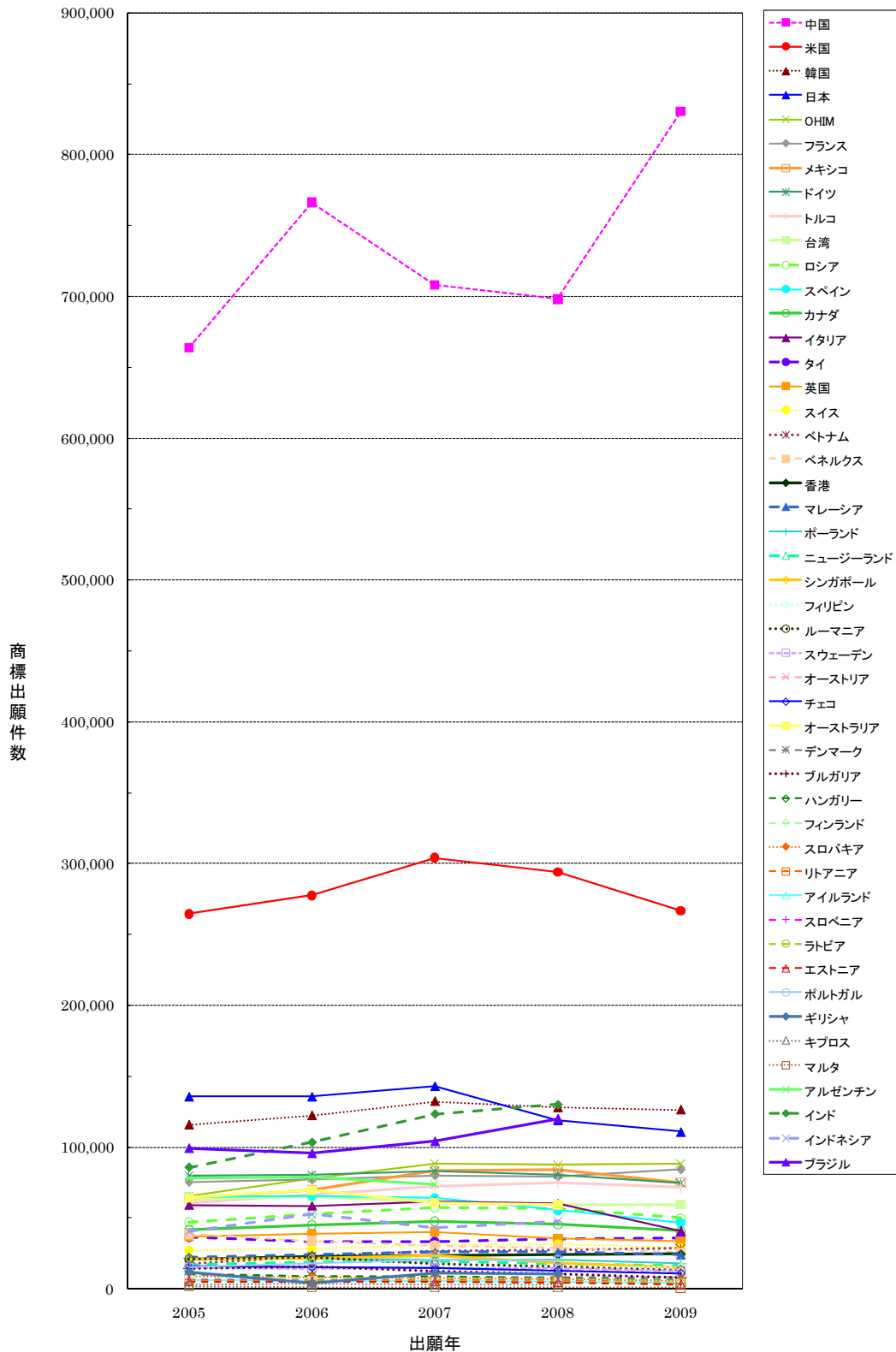
表 1-1 各国・機関全体の商標出願件数の推移（2005年～2009年）

		2005	2006	2007	2008	2009	増加率 2009/2008	増加率 2009/2005
主要各国 ・機関	日本	135,776	135,777	143,221	119,185	110,841	-7.0%	-18.4%
	米国	264,510	277,579	304,129	294,070	266,845	-9.3%	0.9%
	OHIM	65,327	77,862	88,346	87,498	88,283	0.9%	35.1%
	英国	36,998	39,111	40,484	35,705	33,542	-6.1%	-9.3%
	ドイツ	80,091	80,481	83,354	80,865	74,676	-7.7%	-6.8%
	フランス	75,564	77,166	80,034	79,206	84,213	6.3%	11.4%
	イタリア	59,297	58,688	61,715	60,344	40,702	-32.6%	-31.4%
	スペイン	64,699	65,884	64,136	55,586	46,711	-16.0%	-27.8%
	スイス	27,088	28,589	30,939	31,514	28,945	-8.2%	6.9%
	中国	664,017	766,319	707,948	698,119	830,477	19.0%	25.1%
韓国	115,889	122,384	132,288	127,910	126,420	-1.2%	9.1%	
欧州	オーストリア	16,232	15,192	14,596	13,479	11,699	-13.2%	-27.9%
	ベネルクス	38,600	33,975	30,624	28,897	25,566	-11.5%	-33.8%
	デンマーク	10,607	9,243	8,586	8,015	8,329	3.9%	-21.5%
	フィンランド	7,738	7,507	7,426	7,318	5,676	-22.4%	-26.6%
	ギリシャ	11,798	4,111	11,113	10,598	2,458	-76.8%	-79.2%
	アイルランド	6,326	6,033	5,918	5,183	4,091	-21.1%	-35.3%
	ポルトガル	15,431	17,754	20,382	20,325	2,681	-86.8%	-82.6%
	スウェーデン	14,812	14,269	15,030	14,998	12,706	-15.3%	-14.2%
	チェコ	16,239	15,697	14,715	13,116	11,138	-15.1%	-31.4%
	エストニア	5,281	5,075	5,194	4,652	3,230	-30.6%	-38.8%
	キプロス	3,359	3,529	3,093	3,317	1,375	-58.5%	-59.1%
	ラトビア	5,790	5,663	5,396	5,086	3,673	-27.8%	-36.6%
	リトアニア	6,302	6,369	6,440	6,332	4,465	-29.5%	-29.1%
	ハンガリー	10,102	9,285	8,785	7,903	6,671	-15.6%	-34.0%
	マルタ	1,674	1,313	1,210	1,236	911	-26.3%	-45.6%
	ポーランド	21,654	21,462	20,614	20,609	17,877	-13.3%	-17.4%
	スロベニア	6,470	5,896	5,558	5,192	4,073	-21.6%	-37.0%
	スロバキア	9,012	8,282	7,853	7,267	5,534	-23.8%	-38.6%
ブルガリア	14,647	15,860	12,832	10,891	7,904	-27.4%	-46.0%	
ルーマニア	20,991	22,596	17,531	15,578	12,977	-16.7%	-38.2%	
トルコ	60,417	66,855	72,633	74,991	71,604	-4.5%	18.5%	
北米	カナダ	41,832	45,031	47,758	45,619	40,956	-10.2%	-2.1%
中南米	メキシコ	63,899	69,781	83,216	84,287	75,250	-10.7%	17.8%
	アルゼンチン	78,172	79,139	73,717	n/a	n/a	n/a	n/a
アジア	インド	85,669	103,419	123,514	130,118	n/a	n/a	n/a
	台湾	63,580	65,101	61,454	59,568	59,669	0.2%	-6.2%
	インドネシア	40,816	52,649	43,259	47,606	n/a	n/a	n/a
	タイ	36,423	33,572	33,555	35,422	36,087	1.9%	-0.9%
	シンガポール	21,091	21,864	23,564	18,263	15,332	-16.0%	-27.3%
	ベトナム	18,018	23,058	27,110	27,713	28,677	3.5%	59.2%
	マレーシア	22,147	24,049	25,894	26,034	24,070	-7.5%	8.7%
香港	20,877	22,994	23,529	24,230	24,754	2.2%	18.6%	
フィリピン	12,729	14,494	15,078	15,847	14,915	-5.9%	17.2%	
オセアニア	オーストラリア	64,413	69,587	61,040	59,370	8,611	-85.5%	-86.6%
	ニュージーランド	16,833	18,826	19,610	17,582	16,190	-7.9%	-3.8%
BRICs	ブラジル	99,304	95,738	104,081	119,878	n/a	n/a	n/a
	ロシア	47,087	52,984	57,262	57,112	50,107	-12.3%	6.4%
合計		2,625,628	2,818,092	2,855,764	2,723,634	2,350,911		

出典：・日本、OHIM、中国、韓国、フィンランド、チェコ、ラトビア、ブルガリア、トルコ、メキシコ、インド、台湾、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア、香港、フィリピン、ブラジル、ロシアのデータは各国知的財産権庁・機関の年次報告書（インドのデータは4月から3月の会計年度）、その他の国のデータはWIPOの統計資料

備考：・ギリシャ、ポルトガル、キプロス、オーストラリアの2009年の値については、自国の直接出願の件数が含まれておらず、国際登録出願のみの件数となっている。

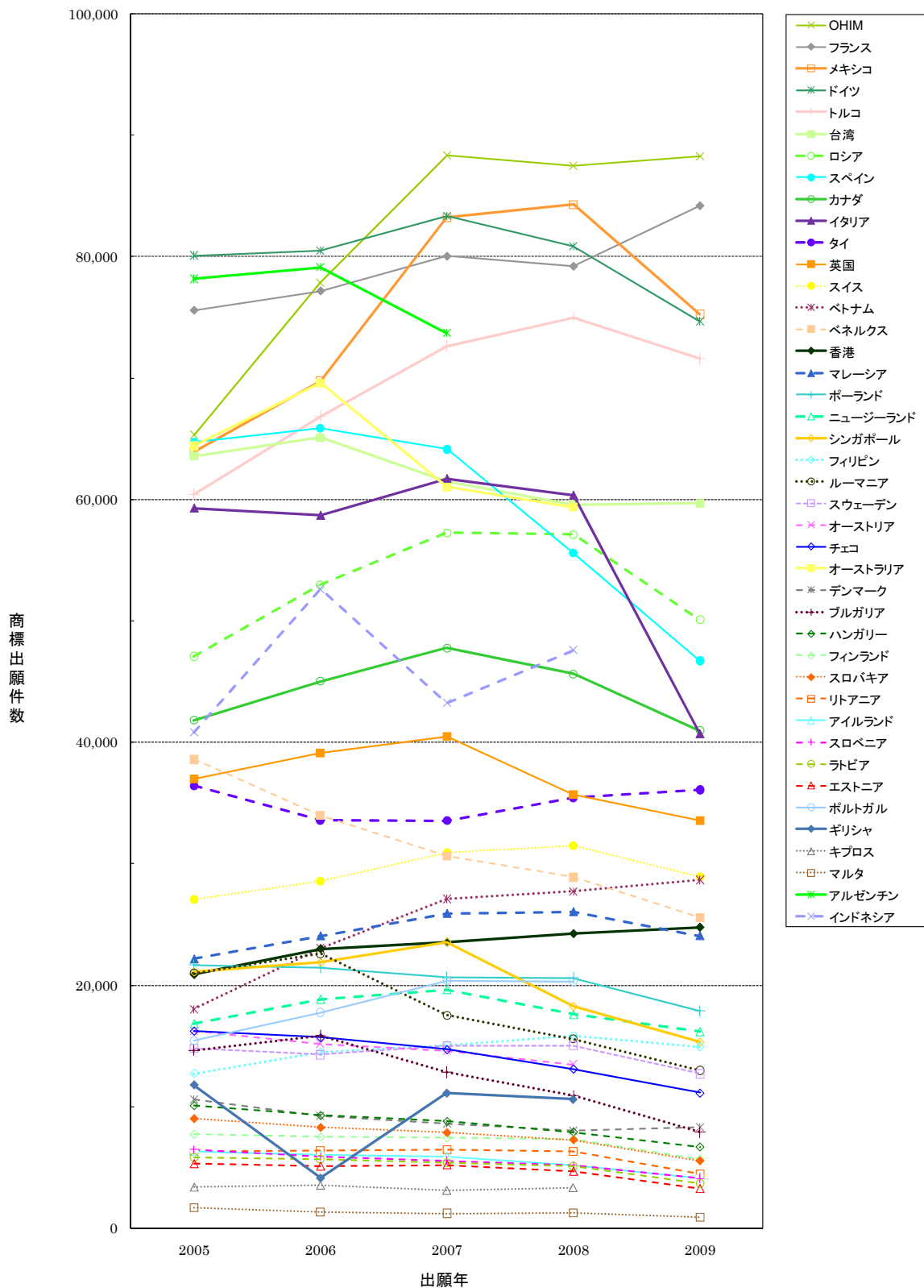
図1-1 各国・機関全体の商標出願件数の推移（2005年～2009年）



出典：日本、OHIM、中国、韓国、フィンランド、チェコ、ラトビア、ブルガリア、トルコ、メキシコ、インド、台湾、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア、香港、フィリピン、ブラジル、ロシアのデータは各国知的財産権庁・機関の年次報告書（インドのデータは4月から3月の会計年度）、その他の国のデータはWIPOの統計資料

備考：凡例の表示は2009年の商標出願件数の多い順とする。

図 1-2 図 1-1 の拡大図（2009 年の年間出願件数 9 万件以下の国・機関の推移）



出典：OHIM、フィンランド、チェコ、ラトビア、ブルガリア、メキシコ、台湾、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア、香港、フィリピン、トルコ、ロシアのデータは各国知的財産権庁・機関の年次報告書、その他の国のデータはWIPOの統計資料  
備考：凡例の表示は2009年の商標出願件数の多い順とする。

### 3. 日米欧中韓間の出願人国籍別の商標出願区分数の相関関係

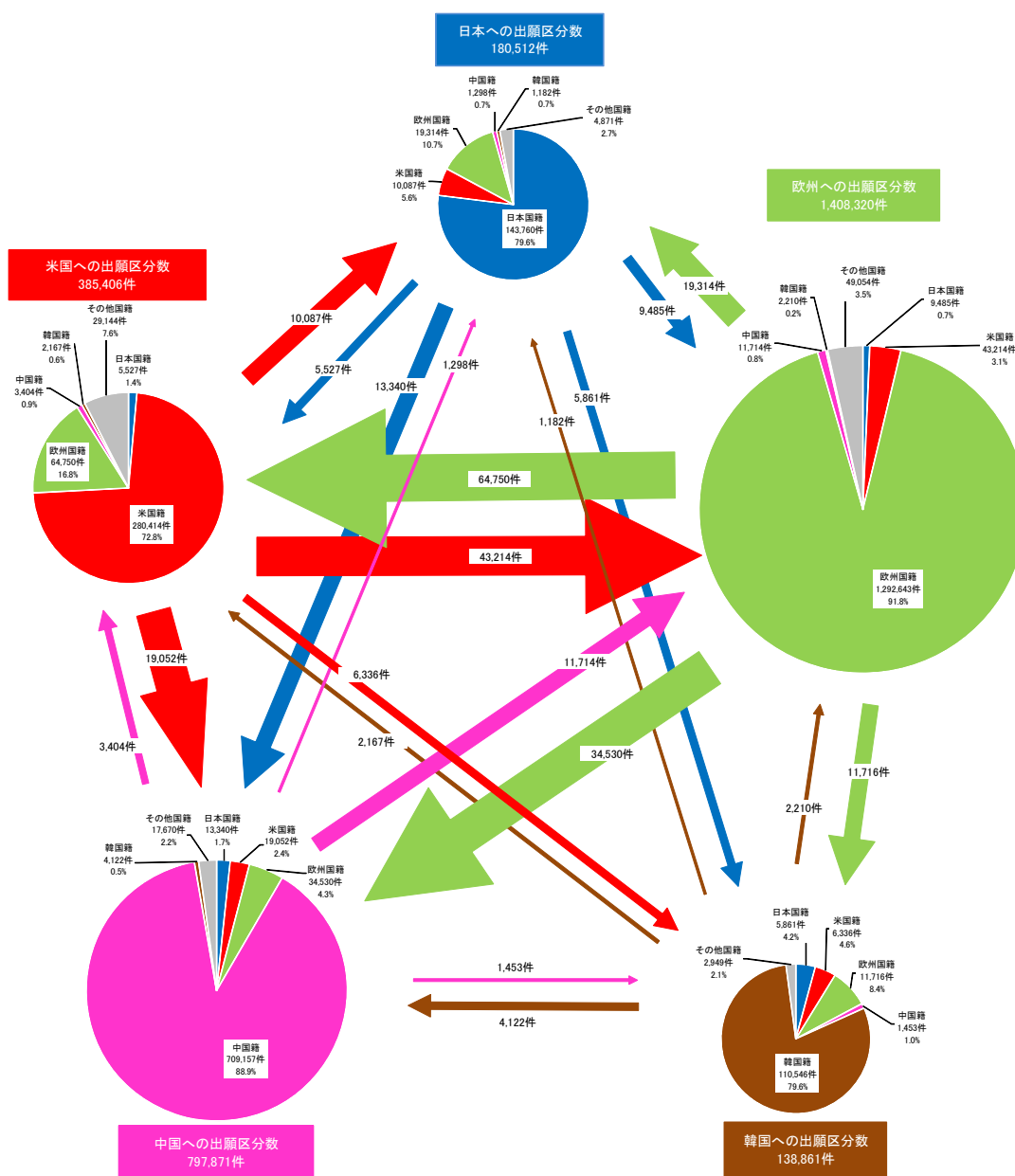
#### (1) 日米欧中韓間の商標出願区分数の関係

2009年の日本、米国、欧州、中国、韓国間の出願人国籍別の商標出願区分数の関係を図1-3に示す。

欧州国籍の商標出願区分数はOHIM、EU加盟各国（ギリシャ、キプロス、マルタ、ブルガリア、ルーマニアを除く。）及びスイスの商標出願区分数の合計である。

日本、米国、欧州、中国、韓国間の出願人国籍別の商標出願区分数では、欧州から米国が最も多く、次いで欧州から中国が多い。米国からは欧州が最も多く、次いで中国が多い。日本からは中国が最も多く、次いで欧州となっている。

図 1-3 日米欧中韓間の商標出願区分数の関係



出典：トムソン・ロイターデータ使用。中国のデータは中国商標局の年次報告書を使用。

#### 4. ニース国際分類の区分別の商標出願状況

2009年のニース国際分類\*の区分別商標出願区分数で最も多いのは第35類の354,399件である。次いで第9類の268,862件、第41類の252,686件と続いている。国別に見ると、日本、米国、OHIMで第9類が最も多く、英国、ドイツ、フランス、スペイン、スイス、韓国で第35類が最も多く、イタリア、中国で第25類の出願区分数が最も多い。

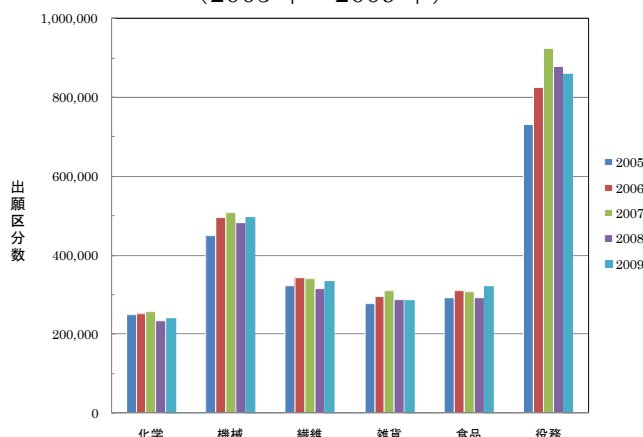
#### 5. 産業分野別の商標出願状況

##### (1) 主要各国・機関の産業分野別の商標出願区分数全体の推移

2005年から2009年までの日本、米国、OHIM、欧州主要5ヶ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア、スイス）、中国、韓国の産業分野別の商標出願区分数全体の推移を図1-4に示す。

産業分野別の商標出願区分数は2005年から2009年まで役務分野が最も多い。ただし、2007年までは年々増加していたが、2008年以降、減少傾向である。次いで、機械分野、繊維分野の順に出願が多くなっている。この順位は、5年間変化していない。

図1-4 主要各国・機関の産業分野別の商標出願区分数全体の推移 (2005年～2009年)

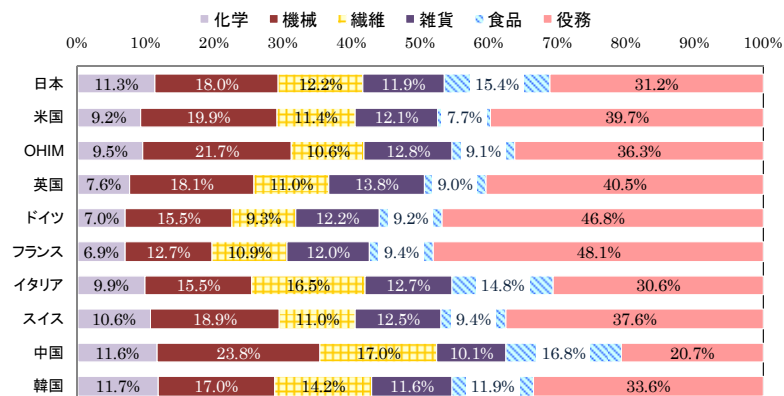


##### (2) 主要各国・機関における産業分野の商標出願区分数割合

2005年から2009年までの主要各国・機関における産業分野の商標出願区分数割合を図1-5に示す。中国を除くほとんどの国・機関では役務分野の割合が最も高く、次に高いのが機械分野である。中国では機械分野が最も高く、次が役務分野であり、他国・機関と1位と2位が逆転している。イタリアは役務分野が最も高いが、次が繊維分野となっている。

国別に見ると、役務分野の割合が最も高いのはフランスの48.1%である。次に高いのはドイツで46.8%と高い。米国では食品分野が7.7%と主要各国・機関の中では最も低い。食品分野は、中国、日本、イタリア、韓国が比較的高い割合を示している。

図1-5 主要各国・機関における産業分野の商標出願区分数割合



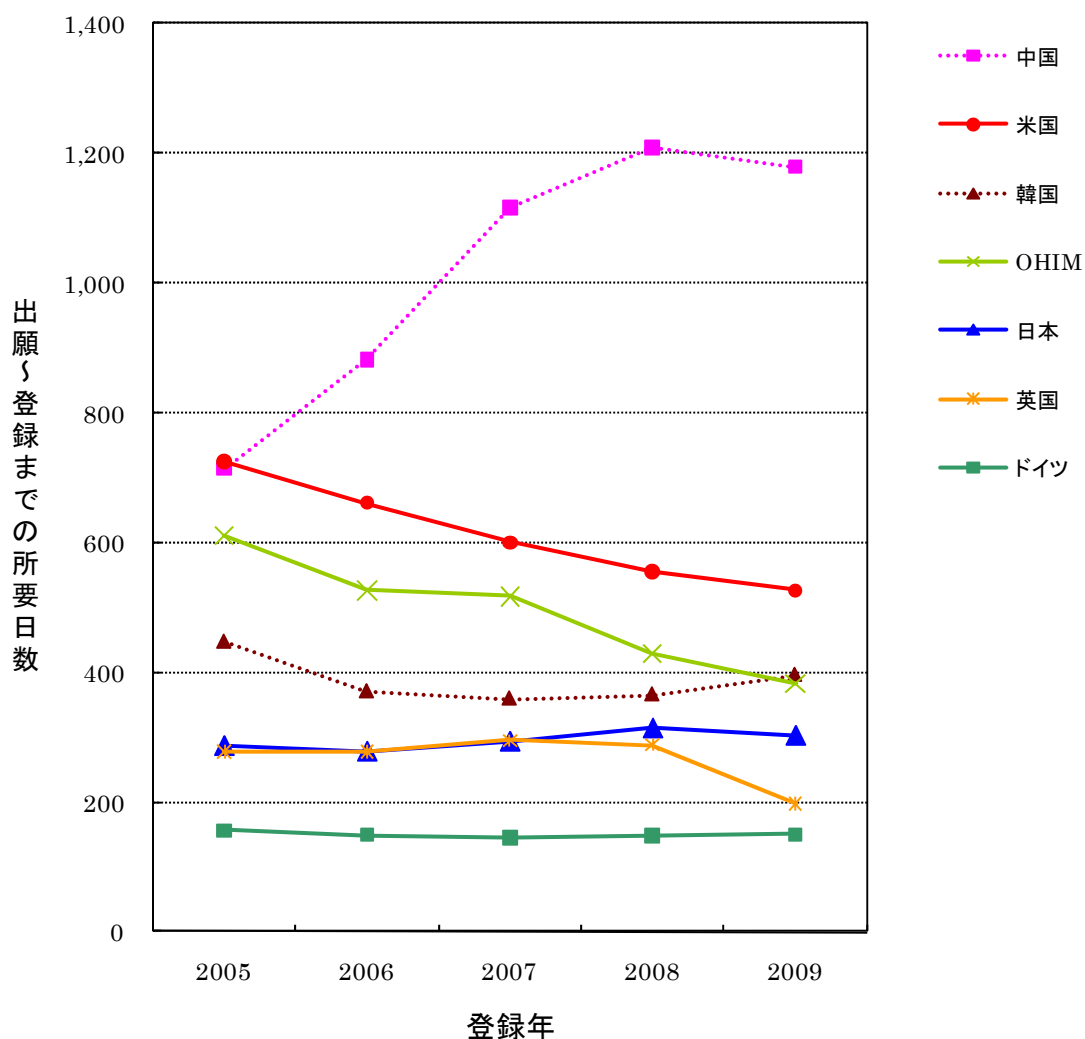
\* ニース国際分類は報告書 39 ページ表 1-4-1 参照

## 6. 出願から登録までの所要日数（2005年～2009年）

2005年から2009年までの出願から登録までの所要日数を図1-6に示す。

出願から登録までの所要日数は各年に登録された案件の出願日から登録日までの日数の平均から算出している。中国は2008年まで長期化傾向で1,200日を超えていたが、2009年に初めて前年比に比べ減少となった。OHIMとドイツは、2004年以降、米国も2005年以降、所要日数が短縮している。2009年には英国は大きく減少したが、韓国では微増となった。日本は2006年を底に若干長期化してきている。

図1-6 出願から登録までの所要日数（2005年～2009年）



出典：トムソン・ロイターデータを使用。

備考：凡例は2009年の所要日数の長い国から表示している。

## 第2節 各国・機関別の商標出願動向

### 1. 日本

2005年から2009年までの日本における他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-1に、2009年の日本における出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-2に、2009年の日本における産業分野別の商標出願区分数割合を図2-3に、2005年から2009年までの日本国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-4に示す。

日本における商標出願区分数は2008年に大きく減少し、2009年も減少傾向は続いている。特に自国籍の出願区分数の減少が顕著である。他国比率は増加傾向が続いていたが、2009年に減少となっている。他国籍では欧州国籍（10.7%）が最も多く、次いで米国籍（5.6%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。日本国籍の出願人が最も多く出願しているのは中国で、次いで米国、韓国の順である。欧州ではOHIMへの出願が毎年増加しているのに対し、EU加盟国への出願に減少傾向が見られる。

図2-1 日本における自国・他国の出願区分数と割合（2005年～2009年）

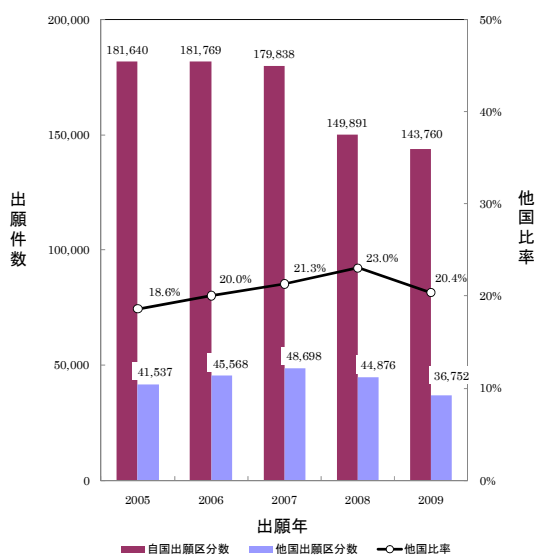


図2-2 日本における出願人国籍別出願区分数の割合（2009年）

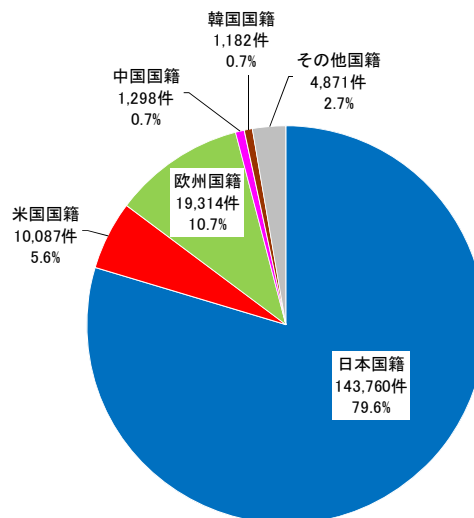


図2-3 日本における産業分野別の出願区分数割合（2009年）

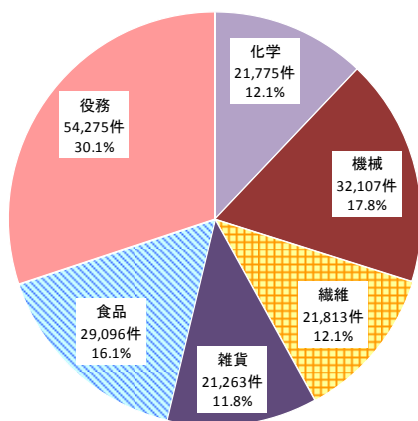
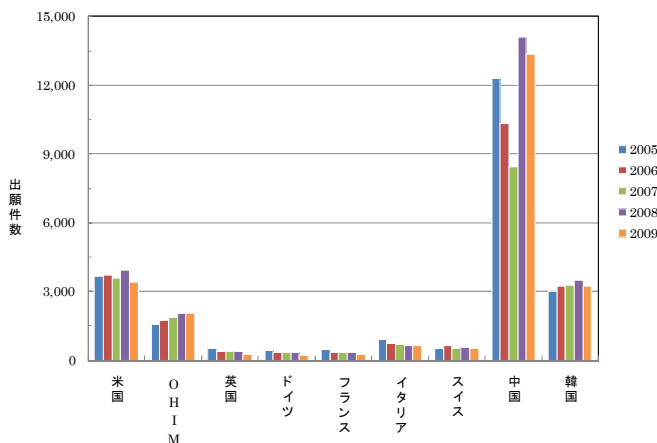


図2-4 日本国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2005年～2009年）



## 2. 米国

2005年から2009年までの米国における他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-5に、2009年の米国における出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-6に、2009年の米国における産業分野別の商標出願区分数割合を図2-7に、2005年から2009年までの米国国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-8に示す。

米国への商標出願区分数は2007年をピークに、2008年は減少に転じ、2009年も減少傾向は続いている。他国比率は増加傾向を示してしているが、2009年に減少となった。他国籍では欧州国籍（16.8%）が最も多く、次いで日本国籍（1.4%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。米国籍の出願人が最も多く出願しているのは中国で、次いでOHIM、日本の順である。日本への出願は2007年をピークに著しい減少傾向となっている。

図2-5 米国における自国・他国の出願区分数と割合（2005年～2009年）

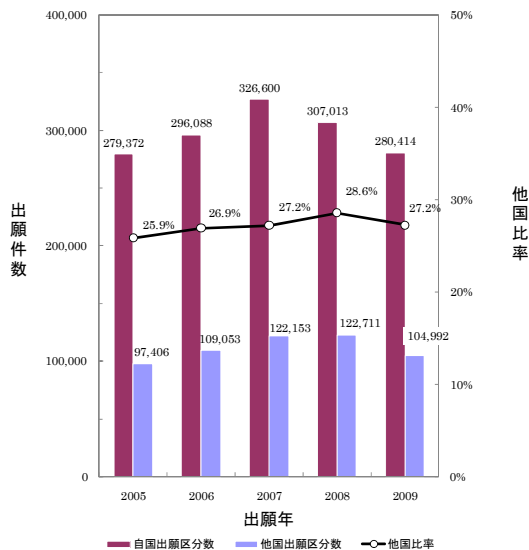


図2-6 米国における出願人国籍別出願区分数の割合（2009年）

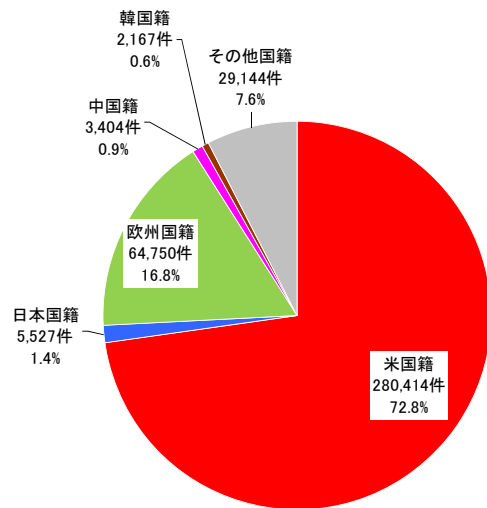


図2-7 米国における産業分野別の出願区分数割合（2009年）

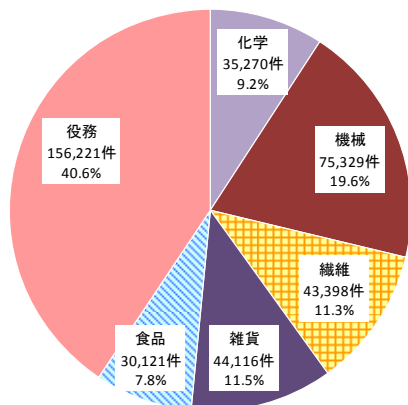
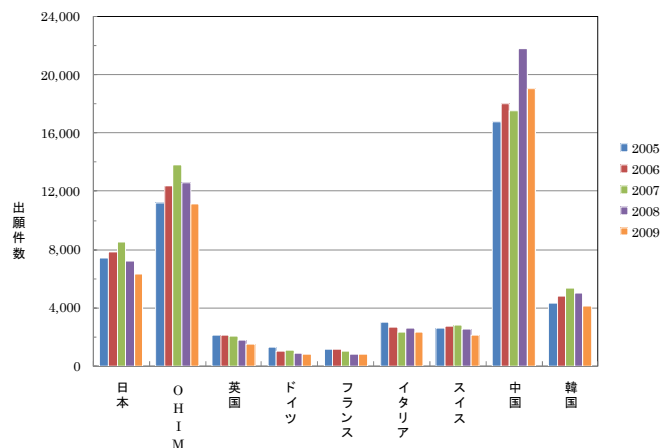


図2-8 米国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2005年～2009年）



### 3. OHIM

2005年から2009年までのOHIMにおける他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-9に、2009年のOHIMにおける出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-10に、2009年のOHIMにおける産業分野別の商標出願区分数割合を図2-11に、2005年から2009年までの欧州国籍の出願人による他国への商標出願件数推移比較を図2-12に示す。

OHIMへの商標出願件数は2007年まで大きな増加を続けていたが、それ以後は微増となっている。他国比率は減少が続いている。欧州以外の国籍では米国国籍(9.8%)が最も多く、次いで日本国籍(1.9%)となっている。出願分野では役務分野が最も多く、次いで機械分野となっている。欧州国籍の出願人による他国への出願件数は、2005年～2009年まで中国への出願件数が最も多く、次いで米国、日本、韓国の順で出願が多くなっている。

図 2-9 OHIM における 自国・他国の出願件数と割合 (2005年～2009年)

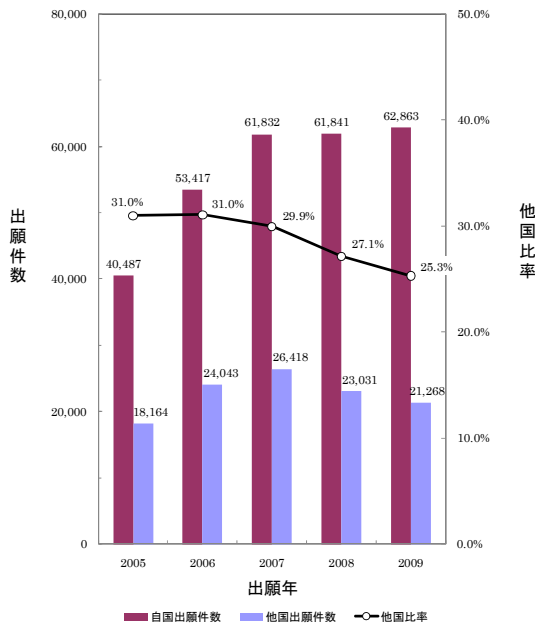


図 2-10 OHIM における 出願人国籍別出願区分数の割合 (2009年)

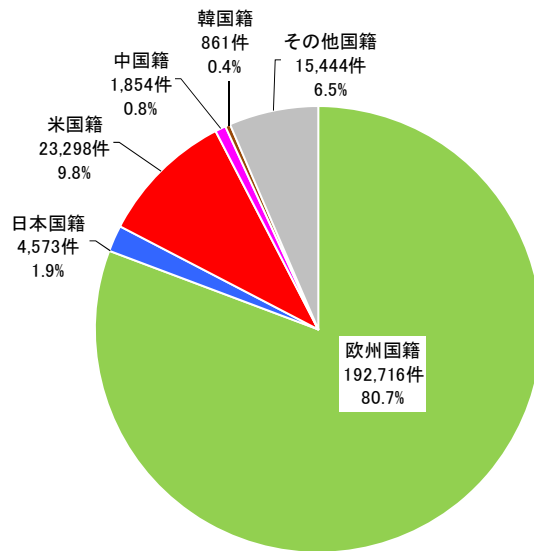


図 2-11 OHIM における 産業分野別の出願区分数割合 (2009年)

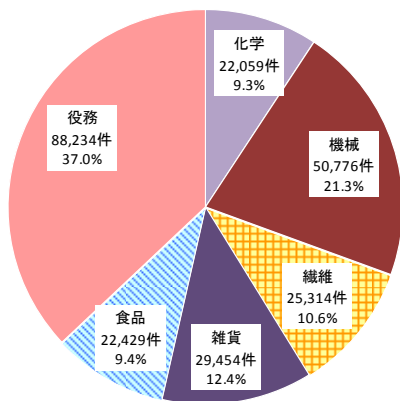
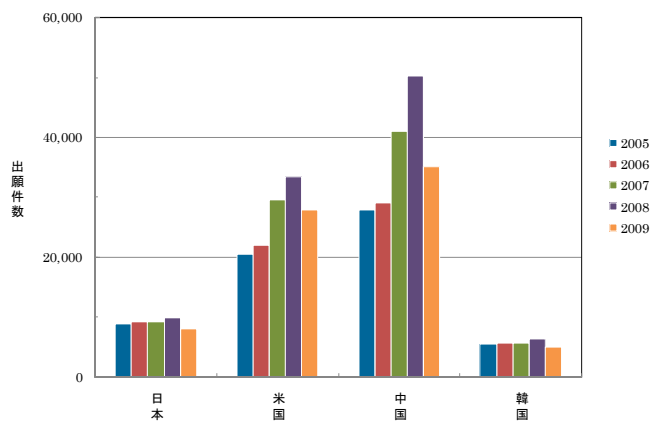


図 2-12 欧州国籍の出願人による他国への出願件数推移比較 (2005年～2009年)



#### 4. 英国

2005年から2009年までの英国における他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-13に、2009年の英国における出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-14に、2009年の英国における産業分野別の商標出願区分数割合を図2-15に、2005年から2009年までの英国国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-16に示す。

英国への自国出願区分数は2008年に大きく減少し、2009年も減少傾向は続いている。他国出願も減少傾向にあるものの、2008年の自国出願の減少が大きかったため他国比率は増加に転じている。他国籍では英国を除く欧州国籍（10.2%）が最も多く、次いで米国（3.4%）となっている。出願分野では役務分野の出願が最も多く、次いで機械分野となっている。英国籍の出願人が最も多く出願しているのはOHIMで、次いで中国、米国、日本の順である。

図 2-13 英国における自国・他国の出願区分数と割合（2005年～2009年）

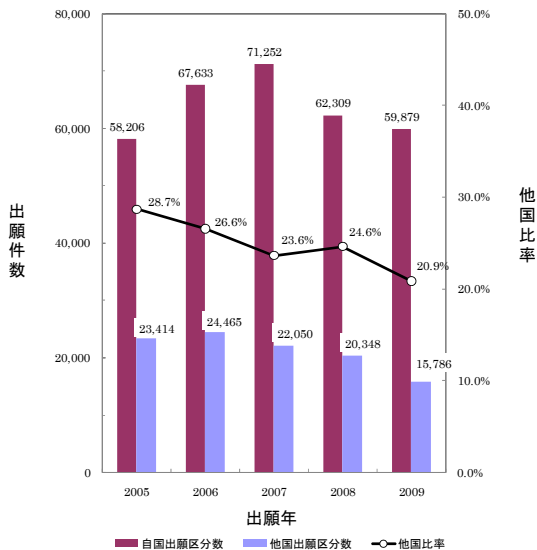


図 2-14 英国における出願人国籍別出願区分数の割合（2009年）

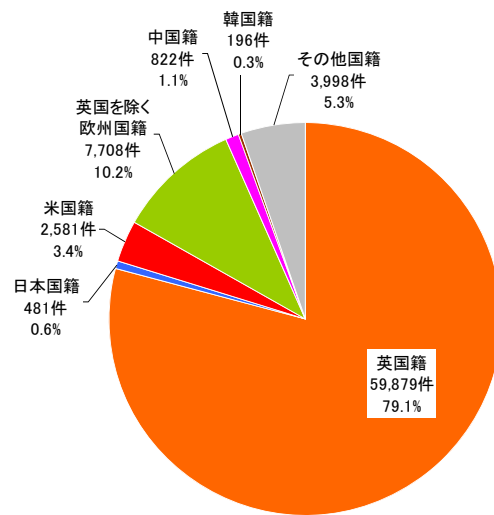


図 2-15 英国における産業分野別の出願区分数割合（2009年）

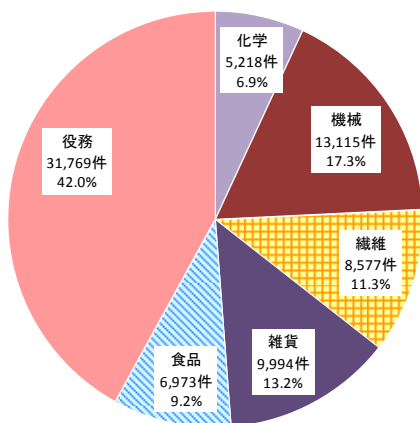
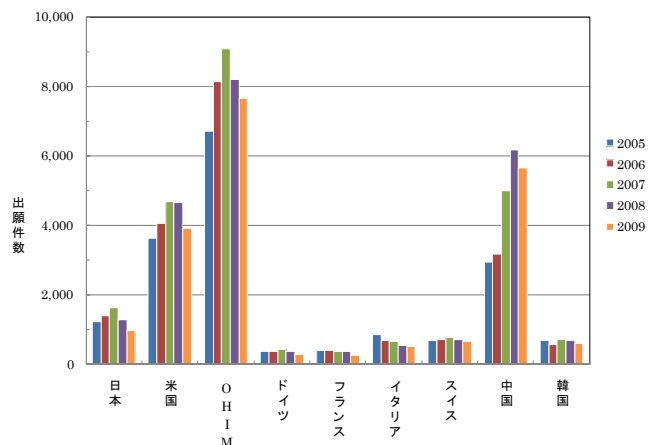


図 2-16 英国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2005年～2009年）



## 5. ドイツ

2005年から2009年までのドイツにおける他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-17に、2009年のドイツにおける出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-18に、2009年のドイツにおける産業分野別の商標出願区分数割合を図2-19に、2005年から2009年までのドイツ国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-20に示す。

ドイツの自国出願区分数は年々増加していたが、2008年に減少に転じ、2009年も減少傾向は続いている。一方、他国出願区分数は年々減少していたが、2008年に増加に転じた。そのため、他国比率は2008年に増加している。他国籍ではドイツを除く欧州国籍（7.0%）が最も多く、次いで米国国籍（0.7%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。ドイツ国籍の出願人が最も多く出願しているのは、OHIMで、次いで中国の出願が多い。

図 2-17 ドイツにおける自国・他国の出願区分数と割合（2005年～2009年）

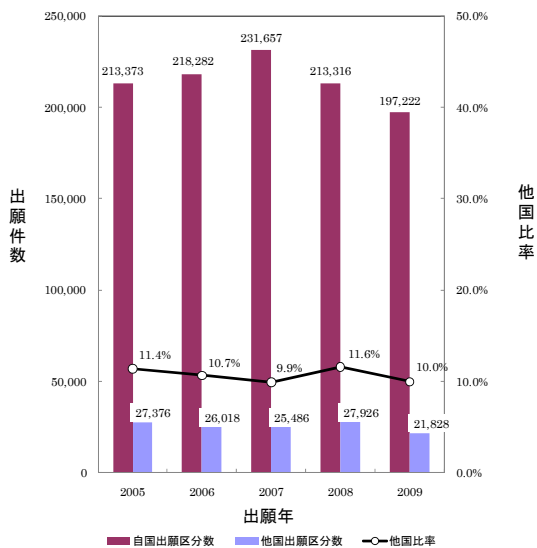


図 2-18 ドイツにおける出願人国籍別出願区分数の割合（2009年）

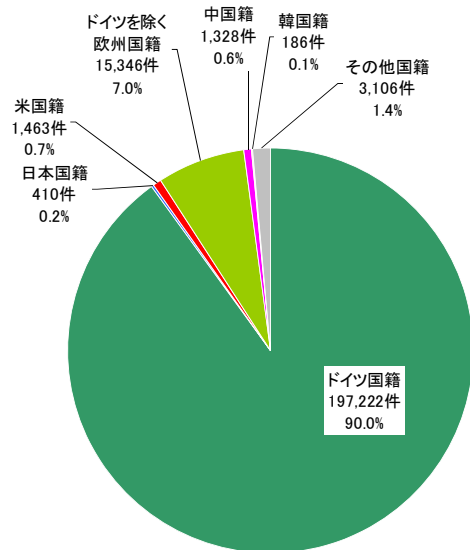


図 2-19 ドイツにおける産業分野別の出願区分数割合（2009年）

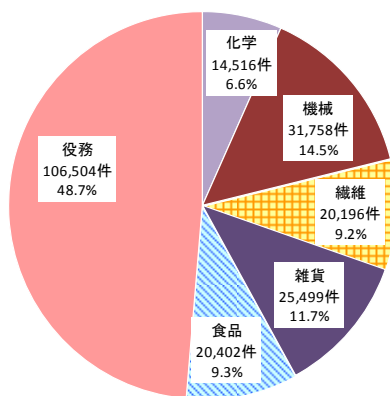
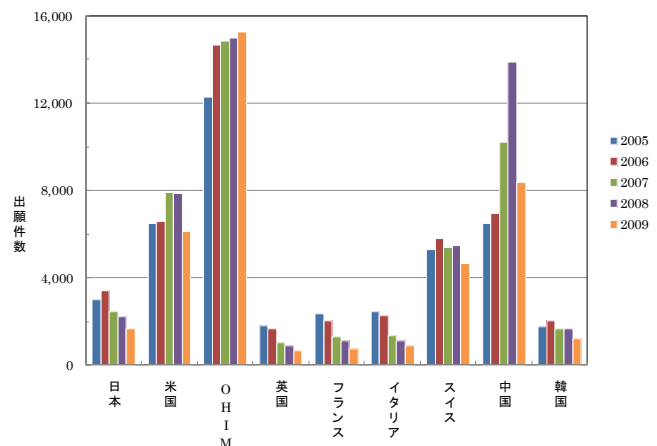


図 2-20 ドイツ国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2005年～2009年）



## 6. フランス

2005年から2009年までのフランスにおける他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-21に、2009年のフランスにおける出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-22に、2009年のフランスにおける産業分野別の商標出願区分数割合を図2-23に、2005年から2009年までのフランス国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-24に示す。

フランスにおける自国出願区分数は2008年に減少となったが、2009年には増加に転じた。一方、他国出願区分数は年々減少を続けており、他国比率も全体的に減少傾向にある。他国籍ではフランスを除く欧州国籍（4.0%）が最も多く、次いで米国籍と中国籍が（0.6%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。フランス国籍の出願人による他国・機関への出願件数は、各年ともOHIMへの出願が多いが2008年は中国への出願が大幅に増加し、OHIMを抜いて最も多くなった。2009年は、OHIM、中国、米国の順となっている。

図2-21 フランスにおける自国・他国の出願区分数と割合（2005年～2009年）

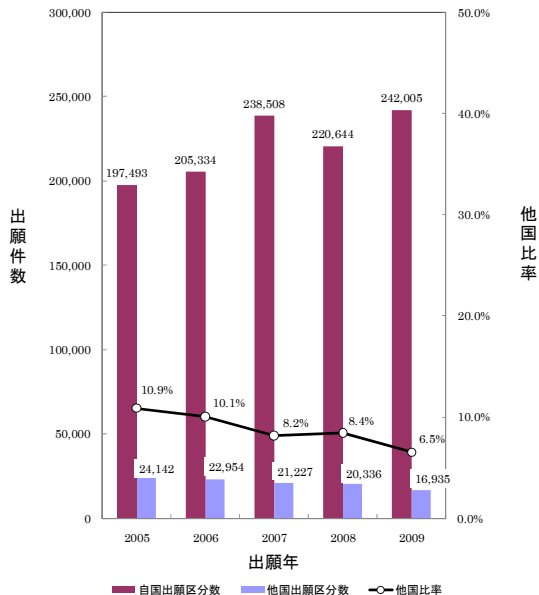


図2-22 フランスにおける出願人国籍別出願区分数の割合（2009年）

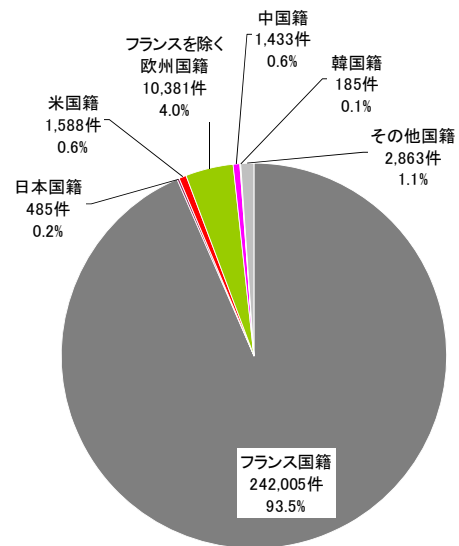


図2-23 フランスにおける産業分野別の出願区分数割合（2009年）

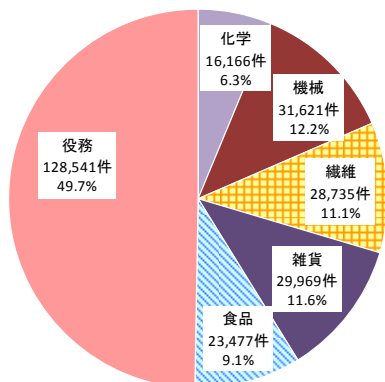
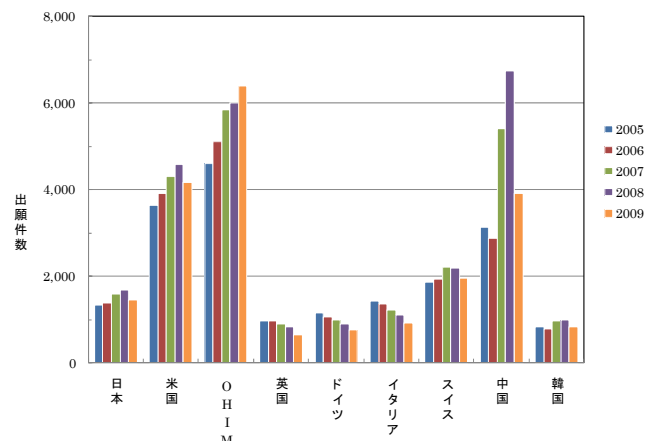


図2-24 フランス国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2005年～2009年）



## 7. イタリア

2005年から2009年までのイタリアにおける他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-25に、2009年のイタリアにおける出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-26に、2009年のイタリアにおける産業分野別の商標出願区分数割合を図2-27に、2005年から2009年までのイタリア国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-28に示す。

イタリアでは本国出願区分数が2008年に減少となったが、2009年には増加に転じた。そのため、他国比率は2007年までの減少傾向から2008年に若干の増加に転じた。他国籍ではイタリアを除く欧州国籍(8.6%)が最も多く、次いで米国籍(3.4%)となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで繊維分野となっている。繊維分野が多いのがイタリアの特徴である。イタリア国籍の出願人による他国・機関への出願件数は、各年ともOHIMへの出願が最も多く、次いで中国への出願が多い。

図2-25 イタリアにおける本国・他国の出願区分数と割合(2005年~2009年)

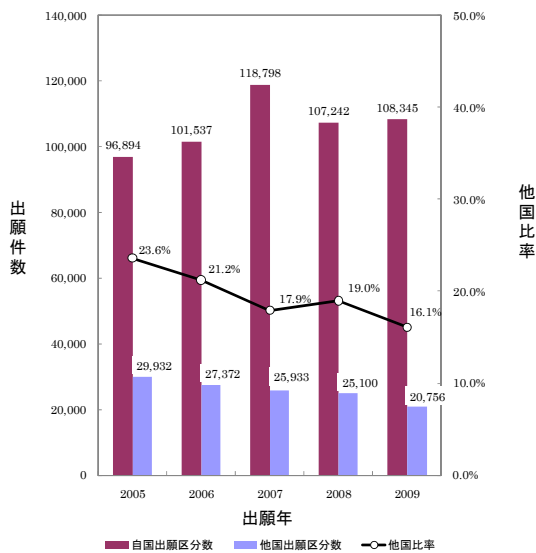


図2-26 イタリアにおける出願人国籍別出願区分数の割合(2009年)

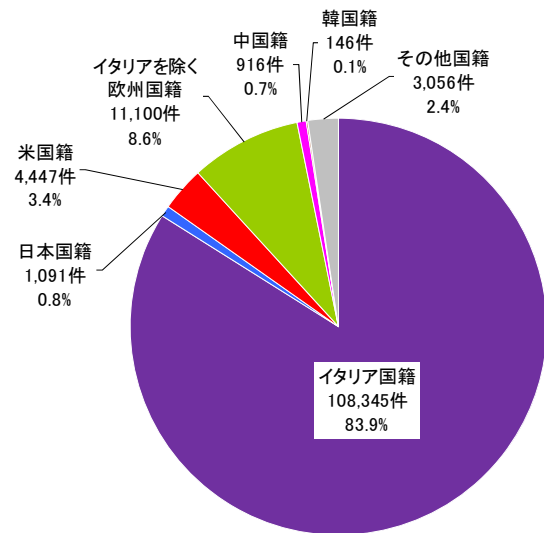


図2-27 イタリアにおける産業分野別の出願区分数割合(2009年)

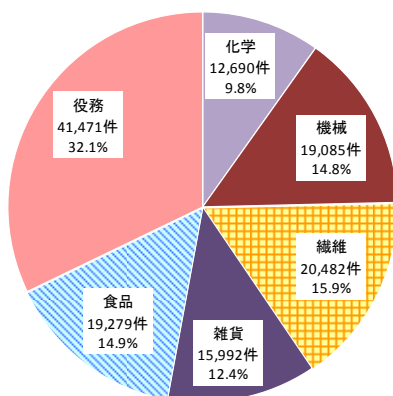
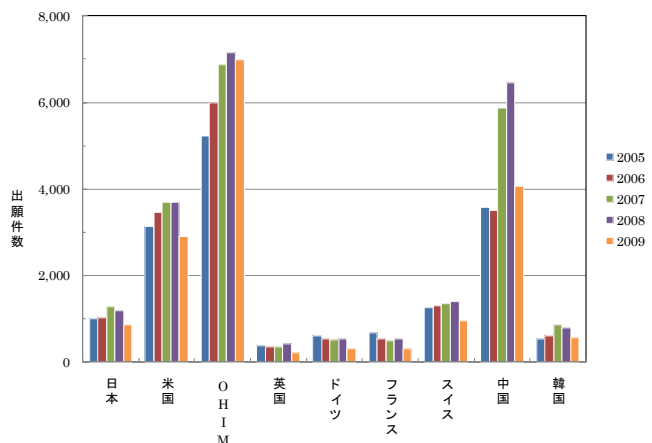


図2-28 イタリア国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較(2005年~2009年)



## 8. スペイン

2005年から2009年までのスペインにおける他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-29に、2009年のスペインにおける出願人国籍別商標出願件数の割合を図2-30に、2009年のスペインにおける産業分野別の商標出願区分数割合を図2-31に、2005年から2009年までのスペイン国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-32に示す。

スペインでは自国出願件数が年々増加していたが、2008年に減少に転じ、2009年も減少傾向は続いている。他国出願件数も減少傾向にあるものの、自国出願件数の減少幅が大きかったため2008年の他国比率は横ばいとなっている。他国籍ではスペインを除く欧州国籍(8.3%)が最も多く、次いで米国籍(1.4%)となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。スペイン国籍の出願人による他国・機関への出願件数は、各年ともOHIMへの出願が最も多く、次いで中国となっている。

図2-29 スペインにおける自国・他国の出願件数と割合(2005年～2009年)

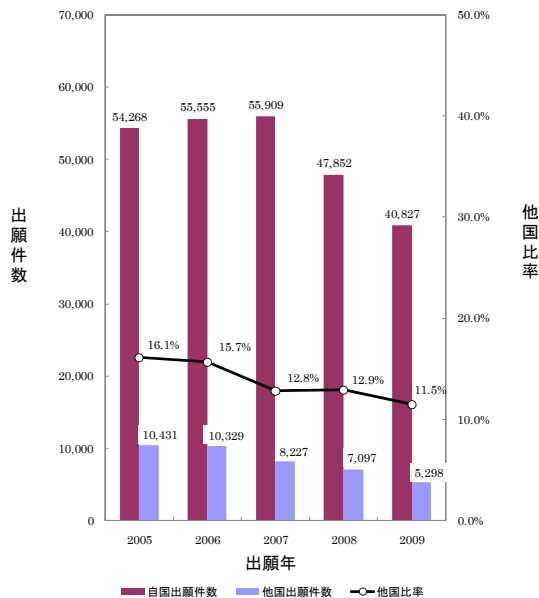


図2-30 スペインにおける出願人国籍別出願件数の割合(2009年)

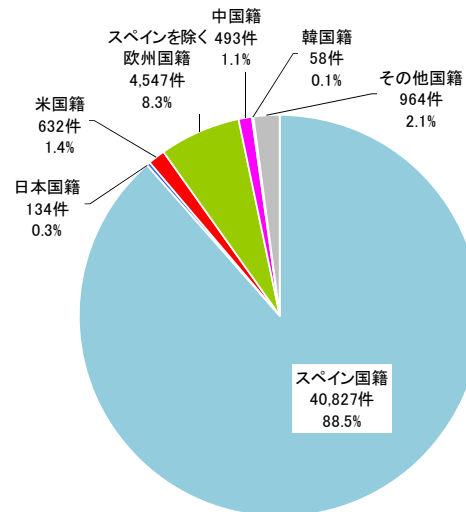


図2-31 スペインにおける産業分野別の出願区分数割合(2009年)

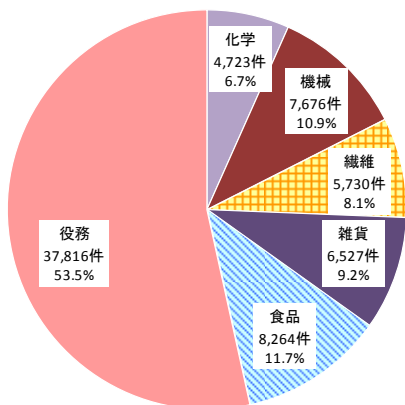
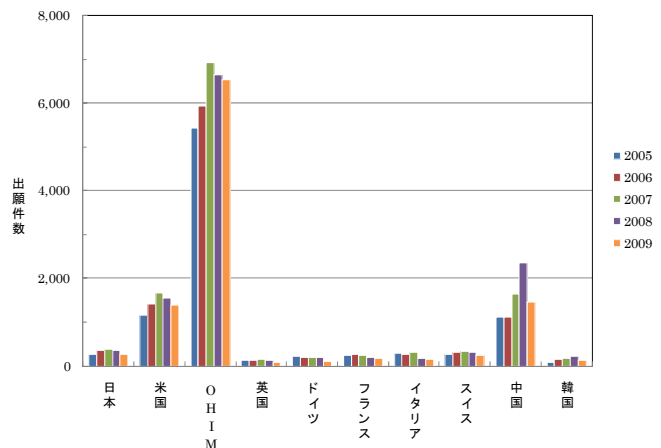


図2-32 スペイン国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較(2005年～2009年)



9. スイス

2005年から2009年までのスイスにおける他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-33に、2009年のスイスにおける出願人国籍別商標出願区分数の割合を図2-34に、2009年のスイスにおける産業分野別の商標出願区分数割合を図2-35に、2005年から2009年までのスイス国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-36に示す。

スイスへの商標出願区分数は他国出願区分数の割合が多く（2009年に52.8%）占めているが、自国出願区分数が年々増加傾向にあるため、他国比率は減少傾向を示している。他国籍ではスイスを除く欧州国籍（42.4%）が最も多く、次いで米国籍（5.0%）となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。スイス国籍の出願人による他国・機関への出願件数は、2007年、2008年は中国への出願が最も多かったが、2009年には米国が最も多い。OHIM への出願が増加傾向であるのに対し、EU 加盟国への出願は減少傾向にある。

図 2-33 スイスにおける自国・他国の出願区分数と割合（2005年～2009年）

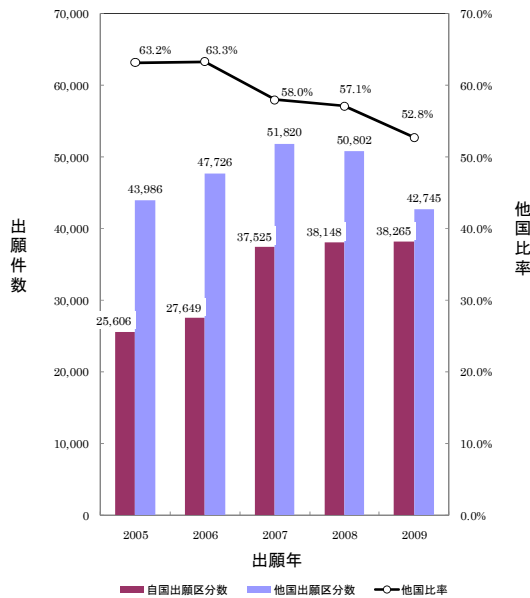


図 2-34 スイスにおける出願人国籍別出願区分数の割合（2009年）

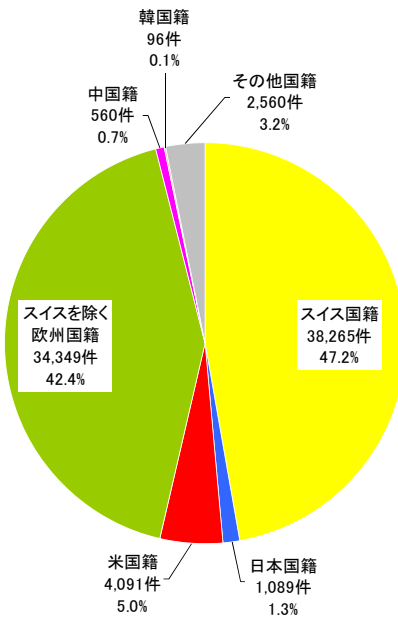


図 2-35 スイスにおける産業分野別の出願区分数割合（2009年）

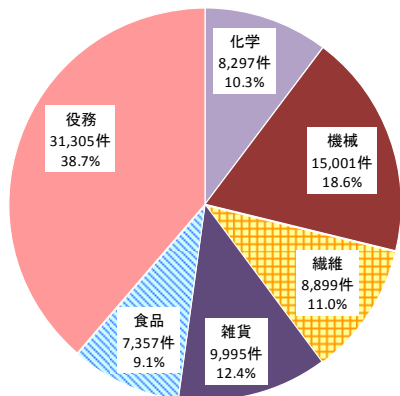
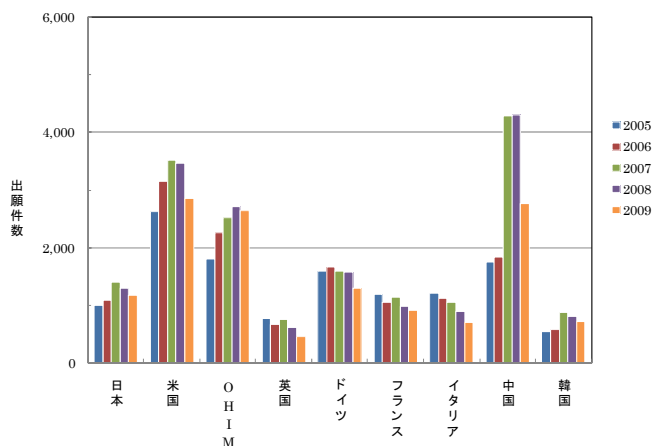


図 2-36 スイス国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較（2005年～2009年）



## 10. 中国

2005年から2009年までの中国における他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図2-37に、2009年の中国における出願人国籍別商標出願件数の割合を図2-38に、2009年の中国における産業分野別の商標出願件数割合を図2-39に、2005年から2009年までの中国国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図2-40に示す。

中国への自国出願件数は2006年をピークに減少傾向となっていたが、2009年には急激に増加した。一方、他国出願件数は増加傾向であったが、2009年には減少となった。そのため、他国比率も2009年には大幅な減少となっている。他国籍では欧州国籍(4.2%)が最も多く、次いで米国籍(2.3%)となっている。出願分野では機械分野の出願が多く、次いで役務分野となっている。中国籍の出願人による他国・機関への出願件数は、各年とも、米国への出願が最も多く、増加傾向が続いている。OHIMへの出願は増加傾向にあるのに対して、EU加盟国への出願はほぼ横ばいで推移している。

なお、中国は直接出願は一出願一区分制度を採用しているが、国際登録出願については、一出願多区分を許容している。

図2-37 中国における自国・他国の出願件数と割合(2005年～2009年)

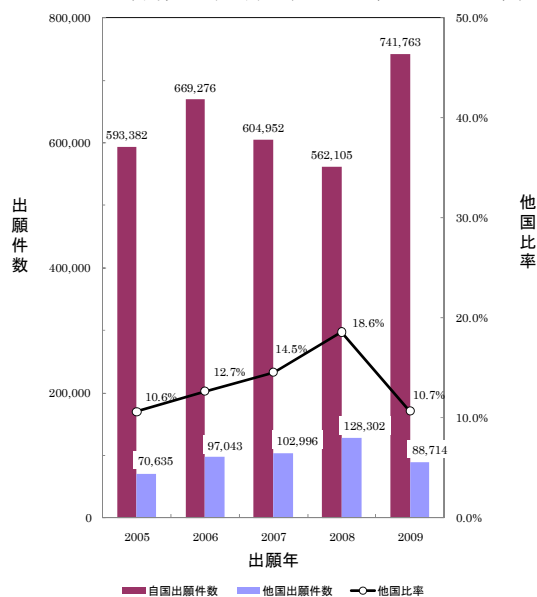


図2-38 中国における出願人国籍別出願件数の割合(2009年)

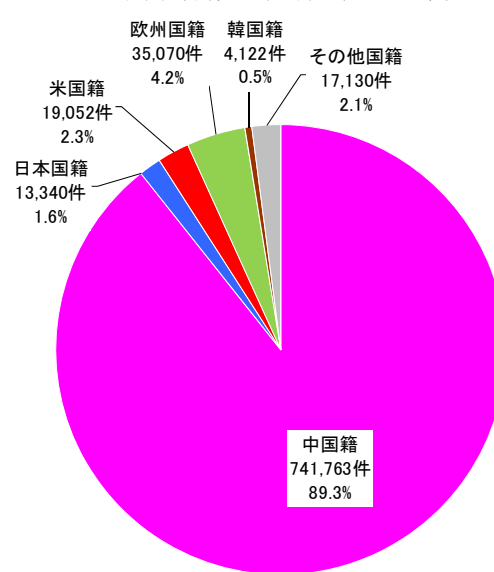


図2-39 中国における産業分野別の出願件数割合(2009年)

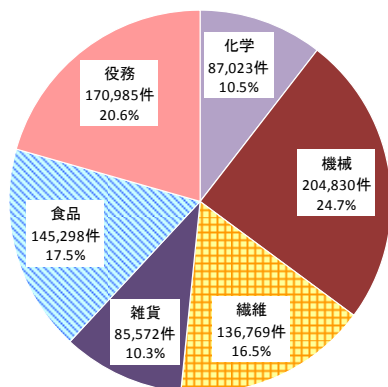
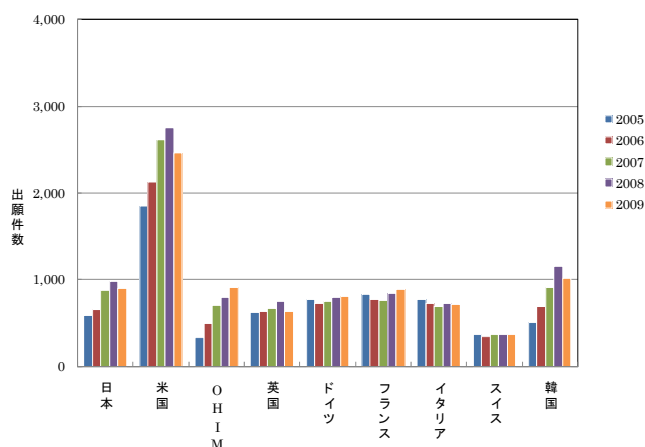


図2-40 中国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較(2005年～2009年)



## 1 1. 韓国

2005 年から 2009 年までの韓国における他国からの商標出願状況及び他国比率推移を図 2-41 に、2009 年の韓国における出願人国籍別商標出願区分数の割合を図 2-42 に、2009 年の韓国における産業分野別の商標出願区分数割合を図 2-43 に、2005 年から 2009 年までの韓国国籍の出願人による他国・機関への商標出願件数推移比較を図 2-44 に示す。

韓国への商標出願区分数は、2007 年だけ突出しているが、それ以外は微増となっている。他国出願区分数は、2006 年をピークに減少傾向となっている。他国籍では欧州国籍 (8.4%) が最も多く、次いで米国籍 (4.6%) となっている。出願分野では役務分野の出願が多く、次いで機械分野となっている。韓国籍の出願人による他国・機関への出願件数は、各年とも中国への出願件数が最も多く、次いで 2005 年以降、米国、日本、OHIM の順となっている。EU 加盟国への出願は全体的に少なく、横ばいで推移している。

図 2-41 韓国における自国・他国の出願区分数と割合 (2005 年～2009 年)

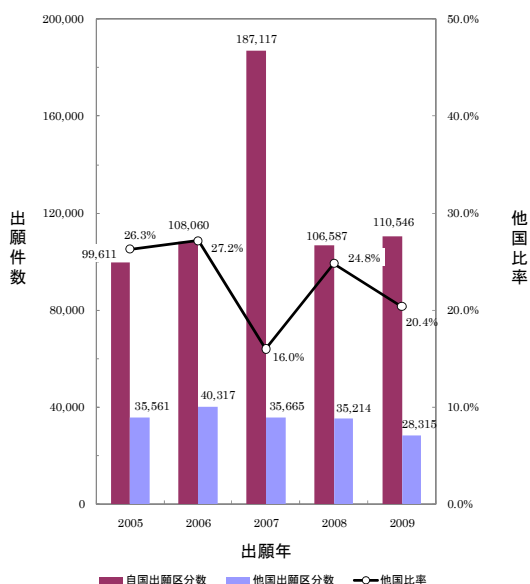


図 2-42 韓国における出願人国籍別出願区分数の割合 (2009 年)

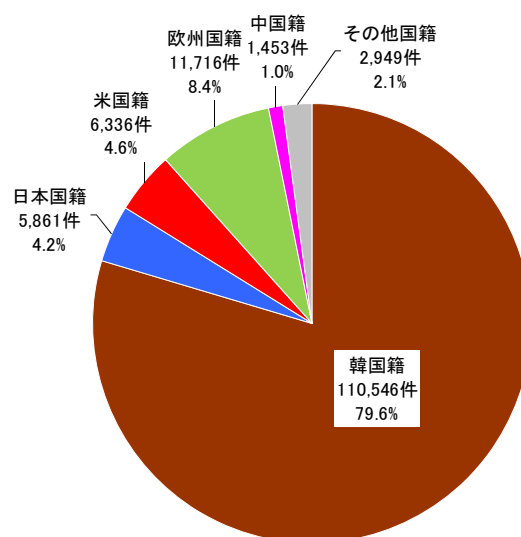


図 2-43 韓国における産業分野別の出願区分数割合 (2009 年)

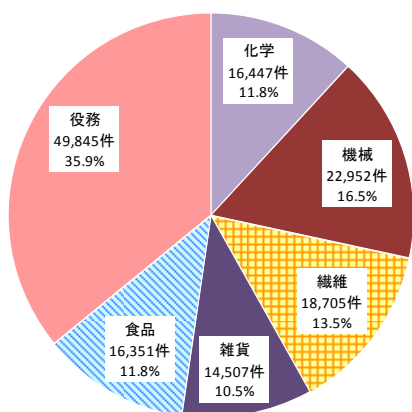
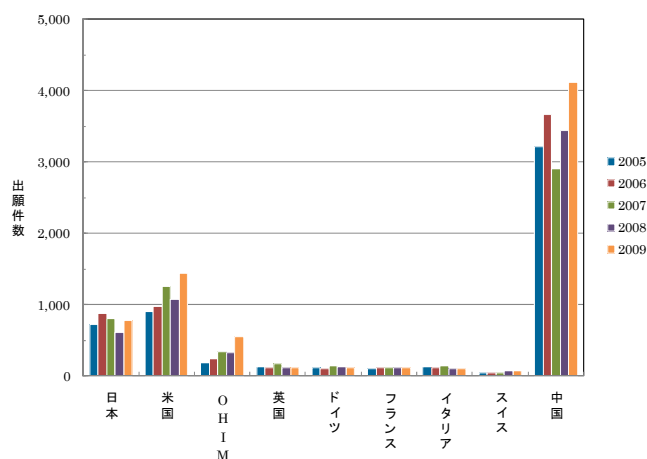


図 2-44 韓国籍の出願人による他国・機関への出願件数推移比較 (2005 年～2009 年)



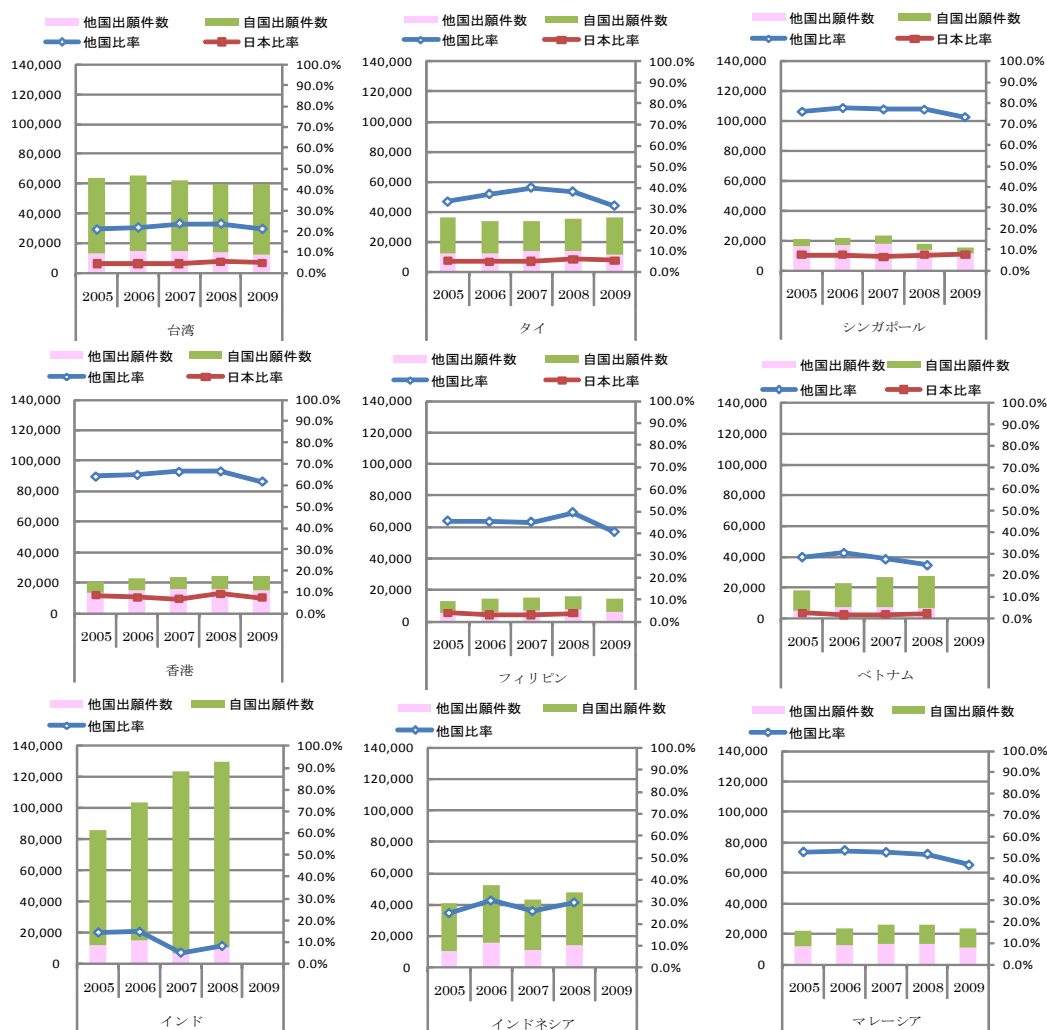
### 第3節 アジア諸国における商標出願動向

アジア諸国（日本・中国・韓国を除く）における商標出願状況を調査する。

2005年から2009年までのアジア諸国における他国からの商標出願状況及び他国比率（全体の商標出願件数に対する他国籍出願件数の割合）、日本比率（全体の商標出願件数に対する日本国籍の出願件数の割合）推移を図2-45に示す。

2005年から2009年までのアジア諸国においては、インド、シンガポール、ベトナム、マレーシア、香港、フィリピンで全体の出願件数が増加している。台湾では2006年をピークに増加傾向から減少傾向に変化し、タイでは逆に2007年を底に減少傾向から増加傾向に変わっている。出願件数が最も多いのがインドで、次いで台湾、インドネシアの順になっている。他国比率の高いのは、シンガポール、マレーシア、香港でどれもおよそ50%を超えている。その中でもシンガポールは70%を超えて最も高い。2005年から他国比率は全体的に横ばいからやや増加傾向にある国が多い。日本国籍の出願件数が最も多いのは台湾で、およそ3,000件前後を推移している。日本国籍の出願割合が最も高いのは、シンガポールと香港で7%から9%となっている。

図2-45 アジア諸国における自国と他国の商標出願件数、他国比率、日本比率の推移（2005年～2009年）



## 第4節 BRICs・カナダ・オセアニア等における商標出願動向

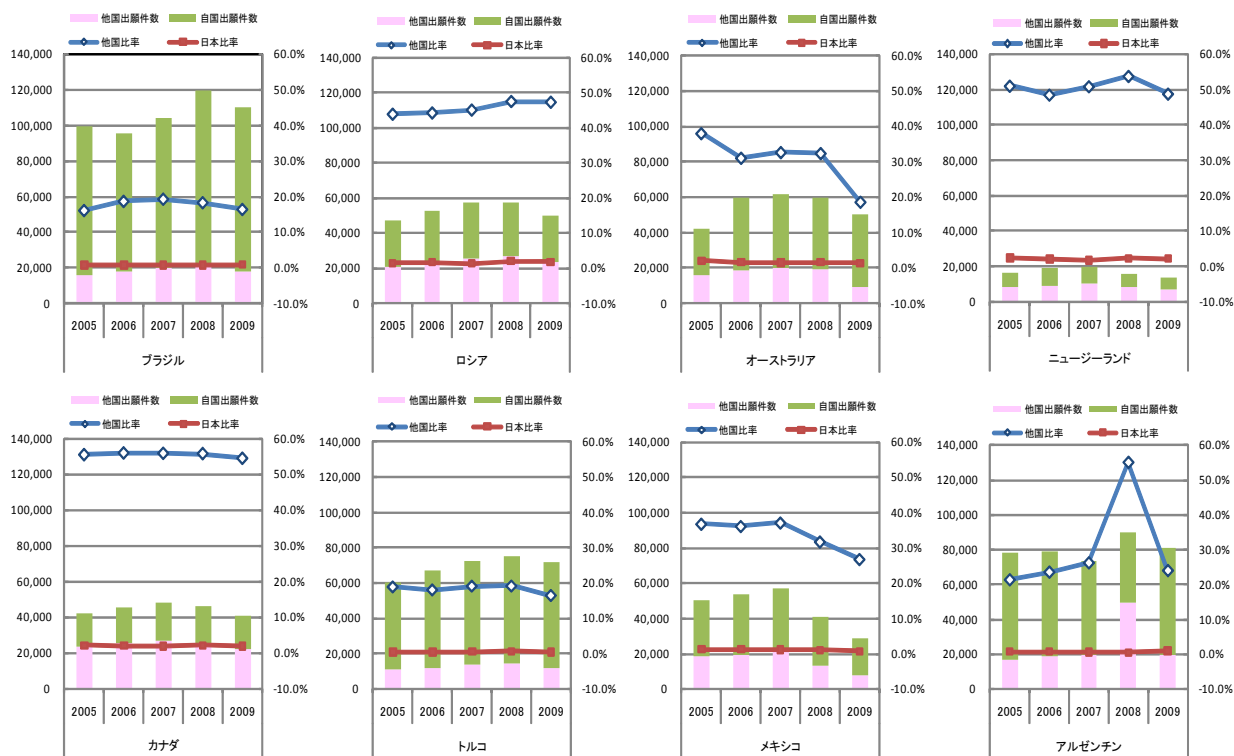
BRICs・カナダ・オセアニア等における商標出願状況を調査する。

2005年から2009年までのBRICs・オセアニア・カナダ・中南米における他国からの商標出願状況及び他国比率（全体の商標出願件数に対する他国籍出願件数の割合）、日本比率（全体の商標出願件数に対する日本国籍の出願件数の割合）推移を図2-46に示す。

2005年から2009年までのBRICs・カナダ・オセアニア等の各国に関しては、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコにおいては2007年まで、ブラジルとトルコ、アルゼンチンにおいては2008年まで出願件数が増加傾向にあったが、2009年にはこれら全ての国において減少となっている。ニュージーランドとメキシコにおいては2007年までは出願件数が増加したものの、2008年に顕著な減少を示し、2009年も継続して減少傾向を示している。2009年で出願件数が最も多いのがブラジルの110,448件で、次いでアルゼンチンの81,412件、トルコの71,604件の順となっている。

他国比率が高いのは、カナダとニュージーランドで、ともに各年50%前後であり、アルゼンチンは2008年に55.0%と前年の26.3%から顕著に増加したが、2009年には24.0%と元に戻っている。2005年からの他国比率は横ばいや緩やかな増加傾向にある国が多い中、メキシコ、オーストラリアは減少傾向が顕著に見受けられる。日本国籍の出願件数は比較的少なく、年間の出願件数が1,000件を超えている国は2008年のロシアとカナダのみである。2009年の日本国籍の出願割合は、ニュージーランドの2.2%、カナダの1.9%、ロシアの1.8%の順になっており、ブラジル、アルゼンチン、トルコでは何れも1%以下となっている。

図2-46 BRICs・カナダ・オセアニア等における自国と他国の商標出願件数、他国比率、日本比率の推移（2005年～2009年）



### 第3章 商標制度と商標出願動向

欧州における OHIM と欧州各国への商標出願状況を調査し、OHIM の欧州共同体商標 (CTM) 制度が欧州各国の商標出願動向に与える影響を分析する。

欧州における OHIM と OHIM を除く商標出願件数上位 5 カ国 (ドイツ、フランス、スペイン、イタリア、英国) の合計の商標出願件数の前年比の増加率推移を図 3-1 に示す。

欧州における OHIM の商標出願件数は 2006 年と 2007 年に大きく増加した後、2008 年、2009 年と減少傾向を示している。一方、OHIM を除く商標出願件数上位 5 ケ国の合計件数は 2005 年から緩やかな増加を続けていたが 2008 年に減少しており、2009 年もその傾向は継続している。

欧州における OHIM と商標出願件数下位 5 カ国 (エストニア、ラトビア、アイルランド、スロベニア、リトアニア) の合計の商標出願件数の前年比の増加率推移を図 3-2 に示す。

欧州における商標出願件数下位 5 ケ国の商標出願件数合計は年々減少傾向にあり、商標出願件数下位 5 ケ国全てが 2005 年から 2009 年でおおよそ 30% 以上の減少率を示している。特に 2009 年に大きく減少しており、OHIM の商標出願件数と大きく乖離している。

図 3-1 欧州における OHIM と OHIM を除く出願上位 5 カ国 (合計) の対前年比出願件数増加率推移

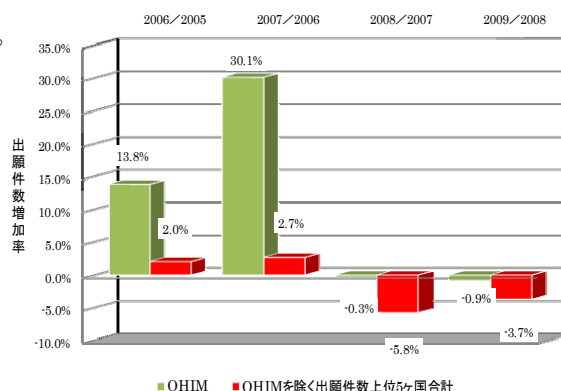
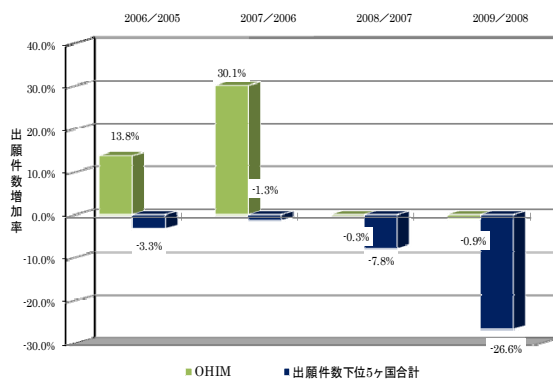


図 3-2 欧州における OHIM と出願下位 5 ケ国 (合計) の対前年比出願件数増加率推移



## 第4章 経済・産業状況と商標出願動向

主要各国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、中国、韓国）及び欧州4ヶ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア）の合計の経済・産業状況が商標出願動向に与える影響を明らかにするために、2000年から2009年までの主要各国・機関における経済・産業の動向の指標として主に国内総生産（Gross Domestic Product 以下、「GDP」という。）を取り上げ、GDPからみた経済成長と商標出願件数の関係を調査する。

主要各国におけるGDPの推移と商標出願件数の推移を図4-1-1に示す。なお、欧州4ヶ国合計の商標出願件数は、OHIMにおける商標出願件数を加算するものとする。

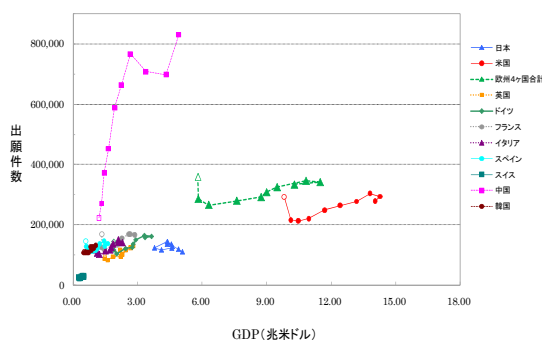
### 第1節 全体のGDPと商標出願動向

#### 1. 主要各国・欧州におけるGDP（米ドル）と商標出願動向

主要各国のGDPと商標出願件数の関係を比べると、図中の線の傾きから判断して、米国と欧州4ヶ国合計ではGDPの伸び率に対して、商標出願件数の増加率が低く、中国ではGDPの伸び率に比べて、商標出願件数の増加率が高い。

欧州主要各国では、GDPも商標出願件数もほぼ同様に増減している。GDPの増加に比べて商標出願件数が最も増加しているのは中国であるが、2006年をピークに若干減少している。

図4-1-1 主要各国・欧州4ヶ国合計におけるGDPと商標出願件数



#### 2. 日本、米国、中国のGDP（現地通貨）と商標出願件数

2001年から2009年までの日本、米国、中国におけるGDPと商標出願件数の推移を図4-1-2～4に示す。

日本のGDPは、2007年をピークに減少し、2009年も減少傾向が続いている。商標出願件数も同様に、2008年に減少し、2009年も減少傾向が続いている。全般的に日本のGDPと商標出願件数の増減は似た傾向を示している。米国のGDPは、2008年まで増加傾向が続いていたが、2009年には減少となった。商標出願件数は2008年に減少し、2009年も減少傾向が続いている。中国のGDPは顕著な増加傾向である。商標出願件数は2006年以降減少傾向であったが、2009年には飛躍的に増加した。

図4-1-2 日本におけるGDPと商標出願件数の推移（2001年～2009年）

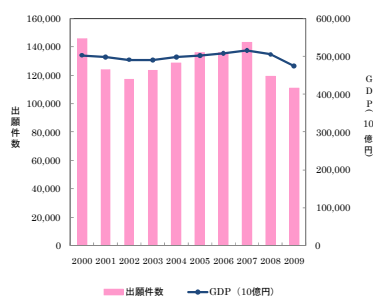


図4-1-3 米国におけるGDPと商標出願件数の推移（2001年～2009年）

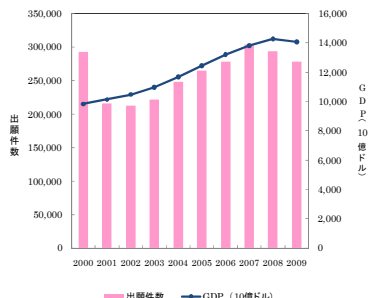
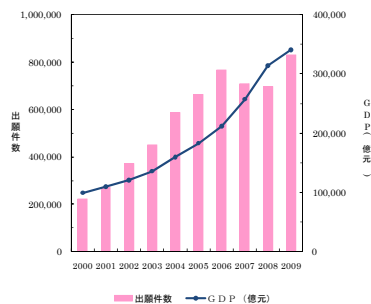


図4-1-4 中国におけるGDPと商標出願件数の推移（2001年～2009年）



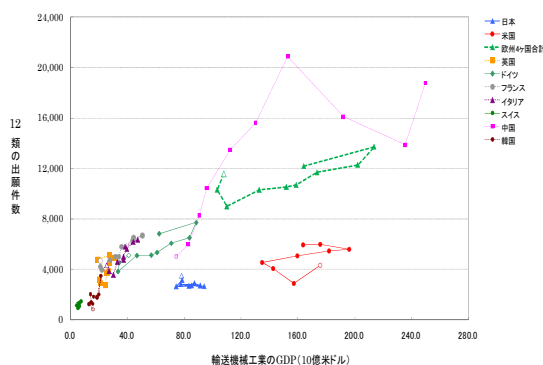
## 第2節 輸送機械工業の経済状況と関連する商標出願動向

### 1. 主要各国・欧州における輸送機械工業のGDP（米ドル）と商標出願動向

主要各国（日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、中国、韓国）及び欧州4ヶ国（英国、ドイツ、フランス、イタリア）の合計における、2000年から2009年までの輸送機械工業のGDPの推移と第12類の商標出願区分数の推移を図4-2-1に示す。なお、欧州4ヶ国合計の商標出願区分数は、OHIMにおける商標出願区分数を加算するものとする。

主要各国における輸送機械工業のGDPと第12類の商標出願区分数の関係を比べると、図中の線の傾きから判断して、米国と欧州4ヶ国合計では輸送機械工業のGDPの伸び率に比べて、第12類の商標出願区分数の増加率が低く、中国では輸送機械工業のGDPの伸び率に比べて、第12類の商標出願区分数の増加率が高い。欧州主要各国では、輸送機械工業のGDPも第12類の商標出願区分数も概ね同様に増加傾向がみられる。日本では、輸送機械工業のGDPの伸び率の増減に関わらず、第12類の商標出願区分数の変化は少ない。

図4-2-1  
主要各国・欧州4ヶ国合計における輸送機械工業の経済状況と関連する商標出願動向（2001年～2009年）



### 2. 日本、米国、中国における輸送機械工業のGDP（現地通貨）と商標出願動向

2001年から2009年までの日本、米国、中国における輸送機械工業のGDPと第12類の商標出願区分数の推移を図4-2-2～4に示す。

日本における輸送機械工業のGDPは増減を繰り返しているものの、横ばい傾向にある。第12類の出願区分数は多少の増減を繰り返しているが、全体的には横ばい傾向といえる。日本における輸送機械工業のGDPと第12類の商標出願区分数の関係は特にみだせない。米国における輸送機械工業のGDPは2007年、2008年と大幅な減少傾向である。第12類の出願区分数は2007年まで毎年増加し、2008年はほぼ横ばいとなっていたが、2009年は大幅な減少となった。中国における輸送機械工業のGDPは顕著な増加傾向である。商標出願件数は2006年以降減少傾向であったが、2009年には飛躍的に増加した。

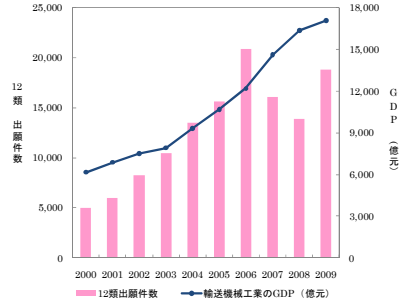
図4-2-2  
日本における輸送機械工業のGDPと第12類の商標出願区分数の推移（2001年～2009年）



図4-2-3  
米国における輸送機械工業のGDPと第12類の商標出願区分数の推移（2001年～2009年）



図4-2-4  
中国における輸送機械工業のGDPと第12類の商標出願区分数の推移（2001年～2009年）



## 第5章 グローバル企業の国際的な商標出願動向

グローバルに事業を行っていると認められる企業の商標出願動向等を調査する。その企業について、主要各国・機関に出願している商標の状況を調査し、国際的な商標出願の現状を調査・分析する。

調査対象企業は、「平成21年度商標出願動向調査報告書—マクロ調査—」（2009年度特許庁）においてグローバル企業として選定した企業の中、前回の調査対象の主要国・機関である日本、米国、OHIM、英国、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、中国、韓国の半数以上（6ヶ国以上）に直接商標出願を5年間合計で10件以上している企業と、昨今注目されている企業を合わせた合計50社について商標出願動向を調査した。内訳は日本企業15社、米国企業21社、英国1社、英国／オランダ企業1社、ドイツ企業5社、フランス企業1社、スイス企業3社、中国企業1社、韓国企業2社である。

日本企業は、商標の出願対象国を選んで出願する傾向がみられる。出願件数では、自国に次いで中国が多い。他に出願件数の多い国として、米国、OHIM、韓国が挙げられる。一方、欧州への出願ではEU加盟各国への直接出願は少なく、OHIMへの出願でEU加盟国をカバーしているようにみられる。そのため、EU加盟国ではないスイスへの出願は他のEU加盟国に比べると多い。国際登録出願は、一部企業で利用がみられるものの、その割合は低く、出願件数では米国企業、欧州企業に比べて少ない。国際登録出願の指定国として比較的多いのはスイス、中国、韓国である。また、EU加盟国への国際登録出願では、OHIMとEU加盟国で直接出願と国際登録出願を使い分けている日本企業もみられる。

米国企業は、アジア、欧州に比較的広く商標出願しており、アジア、欧州を貿易相手国として重視している傾向にある。出願件数は自国に次いで中国、OHIM、日本、韓国に対して多くみられる。欧州各国への出願では、イタリアへの直接出願が幾らか多くみられるが、その他のEU加盟国に対しては広く出願しているものの出願件数は少なく、米国企業も日本企業同様OHIMへの出願でカバーしているものと思われる。EU加盟国ではないスイスへの出願は比較的多い。また、国際登録出願は、積極的に利用している企業とあまり利用していない企業に分かれており、1社あたりの利用は日本企業より多い。

欧州企業は、欧州、米国、アジアに広く出願している。自国と同数程度に米国とOHIMへ出願し、なおかつ欧州各国への出願件数も多く、アジアへの出願も活発である。これは、欧州全体を自社のマーケットと捉え、かつ他国への貿易を積極的に進めているためと考えられる。欧州の中ではEU加盟国への直接出願はOHIMへの出願より少ない傾向にあり、OHIMを積極的に利用している企業が多いと思われる。国際登録出願の利用も多く、1社あたりの利用は日本企業や米国企業に比べて非常に多い。特にスイス、中国、日本への出願で国際登録出願が多くみられ、日本への出願全てに国際登録出願を利用している企業もあった。

その他のアジアの企業は、自国への出願が圧倒的に多い。他国への出願が多いところでは、米国、韓国、日本などである。欧州各国への出願は欧州に積極的に進出している企業において出願件数は多いが、それ以外の企業はあまり出願がみられず、OHIMを利用している。国際登録出願については積極的に利用していない。

## 第6章 総合分析

### 第1節 これまでのまとめ

#### 1. 各国・機関の商標出願・登録動向

各国・機関における2005年から2009年の出願件数と登録件数は、ほとんどの国・機関で2009年に大きく減少した。特に主要国・機関においての2008年から続く出願件数の減少傾向は顕著である。これは、2008年のリーマンショックに代表される米国経済の急速な景気後退が、米国と相互依存関係を深める世界各国の実体経済にも波及し、世界貿易の縮小や保護主義の拡大などから世界的な経済の低迷を招いたことにより、商標出願件数に影響したものと思われる。日本においても、商標出願件数は減少となっており、2009年は過去10年で最も少ない件数となった。その一方で、中国では2009年に登録件数、出願件数ともに大幅に増加となり、とりわけ、登録件数は2008年より倍増となった。これは、中国において商標案件の滞留問題の対策として、審査官を増員したことが要因として挙げられる。また、中国商標局では直接出願において出願から登録に至るまでの所要日数の短縮化も図っており、2008年には1,200日を超えていた所要日数は2009年には若干短縮された。

国際登録出願件数の全体件数について、2005年以降増加傾向であったが、2009年には減少となった。また、国際登録出願指定国件数全体も同様に、2005年以降緩やかな増加傾向であったが、2009年には減少となった。

表 6-1 国際出願における国際登録出願利用割合の推移 (2007年～2009年)

これは、2009年の出願件数自体が大幅に減少しているため、国際登録出願の利用件数も減っていることも考えられる。しかし、日本では表6-1に示したように2007年から年々国際登録出願の利用割合が増えている。2009年には商標出願件数が減少している中、国際登録出願の利用割合は増加傾向であることが示された。なお、2009年の国際登録出願指定国件数ランキングでは、1位は中国で、2位がロシアであり、米国、スイス、OHIMと続き、日本は6位であった。

		出願先指定国・機関											平均
		日本	米国	OHIM	英国	ドイツ	フランス	イタリア	スペイン	スイス	中国	韓国	
基礎出願・基礎登録	日本	2007	-	16.8	22.1	26.7	27.8	23.0	25.3	38.7	11.1	18.9	23.7
		2008	-	17.6	23.0	27.1	27.2	26.8	22.7	25.6	40.7	15.3	20.6
		2009	-	19.2	25.8	29.1	28.8	28.8	23.4	27.1	43.2	24.4	20.4
	米国	2007	24.1	-	15.9	16.7	17.0	17.0	15.0	16.8	32.6	13.9	31.5
		2008	25.8	-	16.3	17.5	17.8	17.5	15.1	17.3	31.8	16.8	24.6
		2009	25.1	-	16.3	17.6	17.8	17.6	15.1	17.6	35.0	24.5	25.8
	OHIM	2007	70.3	31.2	-	-	-	-	-	-	-	-	67.0
		2008	74.8	31.4	-	-	-	-	-	-	-	-	70.5
		2009	73.2	30.8	-	-	-	-	-	-	-	-	69.2
	英国	2007	46.5	18.6	6.5	-	7.3	7.3	7.0	7.3	69.6	41.8	57.0
		2008	51.1	19.8	7.7	-	8.4	8.4	8.1	8.5	62.2	47.7	47.3
		2009	51.5	20.1	6.8	-	7.1	7.1	6.8	7.2	64.2	53.7	50.0
ドイツ	2007	79.7	33.5	15.3	19.5	-	20.6	20.5	19.9	84.5	72.9	87.6	
	2008	79.8	32.5	17.1	20.5	-	21.5	21.1	20.5	83.9	79.2	80.2	
	2009	79.0	33.4	13.4	16.1	-	16.6	16.4	16.0	82.9	73.8	83.9	
フランス	2007	73.5	33.3	16.2	24.5	26.7	-	27.1	27.9	90.9	74.9	76.6	
	2008	76.5	34.8	19.1	26.2	28.1	-	27.6	28.8	88.8	69.6	73.4	
	2009	74.6	34.2	16.1	22.0	23.3	-	22.9	23.7	85.3	56.5	73.6	
イタリア	2007	81.0	39.7	13.4	16.9	18.5	18.4	-	18.3	93.4	68.4	75.1	
	2008	85.9	40.2	13.2	17.3	18.7	18.4	-	18.2	91.1	73.7	77.7	
	2009	84.6	37.0	9.4	11.7	12.5	12.5	-	12.1	90.1	66.3	76.5	
スペイン	2007	76.4	28.7	2.0	3.5	4.0	4.4	4.3	-	86.6	56.2	85.3	
	2008	81.2	28.1	2.4	3.8	4.1	4.4	4.2	-	84.6	57.7	71.1	
	2009	71.6	26.0	1.7	2.5	2.6	3.0	3.0	-	79.5	53.4	79.5	
スイス	2007	67.6	30.5	42.9	50.5	51.5	53.3	52.1	51.9	-	77.0	74.8	
	2008	73.2	30.5	49.1	53.6	53.3	55.2	55.0	54.9	-	71.3	76.7	
	2009	67.3	29.0	46.1	50.2	50.9	51.8	51.2	50.8	-	70.6	67.2	
中国	2007	70.5	32.3	45.3	61.9	60.5	59.1	61.6	62.6	83.5	-	70.2	
	2008	71.1	34.0	50.7	62.2	61.7	58.2	62.8	65.2	83.3	-	62.1	
	2009	63.7	31.2	50.7	44.5	59.9	57.4	63.4	65.6	85.7	-	55.8	
韓国	2007	19.4	12.7	26.8	36.0	28.4	28.7	28.1	30.2	42.5	5.1	24.8	
	2008	17.7	10.4	19.1	22.4	23.6	22.4	21.2	22.6	48.6	9.7	21.8	
	2009	18.3	11.8	16.3	18.1	19.6	18.3	18.2	18.3	62.2	16.8	21.8	

出願人国籍別の直接出願状況については、いずれも自国への出願が最も多い。他国・機関への出願では、米国、OHIM、中国への出願が目立っており、これらの国・機関を重視していることがわかる。特にEU加盟国からOHIMへの出願の多さが目立つ。また、他国・機関から中国への出願は多かったが、中国籍の出願人による他国・機関への出願は少ない。

ニース国際分類の区分別で出願が最も多い区分は、第35類であり、次いで第9類、第41類である。産業分野別の出願状況では役務分野の出願区分数が最も多く2007年まで年々増加していたが、2008年に減少し、2009年も減少傾向は続いている。次に機械が多く、次いで、繊維、雑貨、食品がほぼ同程度となっている。

## 2. 商標制度の影響

OHIMの欧州共同体商標(CTM)制度が欧州各国の商標出願動向に与える影響を調査した。「欧州におけるOHIMとEU加盟国の商標出願動向」を比較すると、2005年から2009年の出願件数増加率について、EU加盟国の出願件数増加率よりもOHIMへの出願件数増加率が高い割合を示している。EU加盟の欧州主要国では、フランスを除き2005年に比べ2009年の出願件数は減少しているが、OHIMへの出願件数は増加となっている。欧州各国において、欧州共同体商標(CTM)制度への依存度が大きくなっている状況がうかがえる。

## 3. 経済・産業の影響

2000年から2009年までの主要各国におけるGDP(米ドル)と出願件数の関係を比べると、米国と欧州4ヶ国合計ではGDP(米ドル)の伸び率に対して商標出願件数の増加率が低く、中国ではGDP(米ドル)の伸び率に比べて商標出願件数の増加率が高い。中国はGDP(米ドル)の伸び率に比べて商標出願件数が最も増加しており、出願件数は2006年をピークに若干減少していたが、2009年には大幅な増加となった。欧州主要各国では、全体的にGDP(米ドル)も商標出願件数も概ね同様な増減傾向がみられた。なお、日本ではGDP(米ドル)の伸び率と商標出願件数の増加率に一定の傾向がみられなかった。

また、GDP(現地通貨)と商標出願件数の相関関係について、2000年から2009年にかけて、日本では同年のGDP(現地通貨)と商標出願件数に高い相関関係がみられた。中国ではGDP(現地通貨)を1年遅らせた場合の相関関係が最も高く、経済成長を見込んでの商標出願が多いことが分かる。その他の国では、逆に商標出願件数を1年遅らせた場合の相関関係が最も高く経済成長に合わせて製品化し、商標出願しているものと考えられる。

次に、主要各国における輸送機械工業とそれに関連する商標出願区分数の関係を調査した。米国と欧州4ヶ国合計では輸送機械工業のGDP(米ドル)の伸び率に対して第12類の商標出願件数の増加率が低く、中国では輸送機械工業のGDP(米ドル)の伸び率に比べて第12類の商標出願件数の増加率も高い。欧州主要各国では、輸送機械工業のGDP(米ドル)も第12類の商標出願件数も概ね同様な増減傾向がみられる。日本では輸送機械工業のGDP(米ドル)の伸び率に関わらず第12類の商標出願件数の変化はほとんどない。

## 4. グローバル企業の動向

日本のグローバル企業は、自国に次いで中国への出願が多く、米国、OHIM、韓国への出願も比較的多くみられる。一方、欧州各国への直接出願は少なく、国際登録出願の利用も少ない。ただし、日本全体からは2007年から2009年にかけて国際登録出願件数の顕著に増加しており、国際登録出願の利用が進んできていることがわかる。

米国のグローバル企業は、自国に次いでOHIM、日本、中国への出願が多くみられる。欧州へは、イタリアとスイスに比較的多く出願しており、欧州各国への出願件数は少ないものの広く出願する傾向がみられる。一部の企業を除いて国際登録出願をあまり利用していない。

欧州のグローバル企業は、自国と同じくらい米国とOHIMへ出願している。また、中国、日本、韓国への出願も比較的多く、欧州各国へも広く出願する傾向がある。国際登録出願を積極的に利用している企業が多い。

その他のアジアのグローバル企業は、自国への出願が圧倒的に多い。他国への出願が多いところでは、米国、韓国、日本である。国際登録出願については積極的に利用していない。

## 5. 関連分析

前述のように、調査対象のほとんどの主要国・機関で、2009年は商標出願件数が前年に比べ減少している。これは、主に経済の影響によるところが大きいものと考えられる。

中国では、2007年の年初に中国商標局により実施された施策（「自然人が商標登録出願を行う際の注意事項」）で個人の出願が減少したことにより、2006年をピークに商標出願件数は減少していたが、2009年には商標出願件数、登録件数ともに増加に転じた。とりわけ、登録件数は前年に比べ倍増となり、急激な増加である。また、中国の地方政府のホームページによれば、地域によって商標出願奨励金等の政策もあり、これらが中国における商標出願件数の伸びてきた理由の一つとも考えられる。その一方で、出願件数の増加によって出願から登録に至るまでの所要日数が長期化している問題もある。実際に中国では、2008年まで所要日数が増加傾向であり、その期間は1,200日を超えていた。その対応策として、2008年に中国商標局は3年で審査滞留問題を解決し、5年で国際水準に達するという所謂「三五目標」を打ち出した。それにより、部署の新設（5部門）や業績連動管理の実施、審査官の増員、審査官のレベル向上など一連の対策を講じ、審査処理能力を強化した結果、2009年には出願から登録に至るまでの所要日数が、若干ではあるが初めて前年に比べ短縮となった。これらの対策もまた、2009年に登録件数が前年に比べ倍増となった要因であると考えられる。

米国、欧州では、2002年以降2007年までは出願件数や出願区分数ともに概ね増加傾向を示していたが、2008年のリーマンショックに代表される経済状況の悪化があり、2009年は前年と比較して出願件数が減少となった国が多くみられた。

EU加盟国やスイス国籍の出願人は、EU加盟国に出願する場合にOHIMへの出願を非常に多く利用しており、その出願方法は、国際登録出願よりも直接出願の方が多い。それでも、EU加盟国やスイス国籍の出願人は他国・他地域に比べ国際登録出願の利用が多く、2009年の国際登録出願件数ランキングでも上位を占めている。欧州のグローバル企業の多くも自国同様にOHIMや米国への出願が多く、国際登録出願も他地域の企業に比べ積極的に利用している。これは自国以外にも欧州を1つの大きな市場として考えているためと思われる。他方、米国からは中国、OHIMへの出願件数は多いが、国際登録出願の利用はあまり多くない。

## 第2節 各国・地域への商標登録出願戦略

日本企業がビジネスのグローバル化を進めるにあたり、海外へブランド展開を行うには、適切なブランド戦略と商標出願戦略が必要である。海外における商標出願においては相手国へ直接出願する方法以外にも、欧州共同体商標意匠庁に加盟している国に対しては、OHIMへ出願、マドリッド協定加盟国に対しては、国際登録出願の制度を利用するという選択も重要である。ここでは、商標出願にあたって特に考慮すべきと考えられる点について、中国、アジア諸国（中国を除く）、欧州、米国に分けて整理した。

### 1. 中国

中国は日本企業のみならず、世界のグローバル企業にとって魅力ある市場であり、GDPも日本を抜いて、世界第2位の経済大国となっている。実際に、2008年までは他国籍の出願人による出願件数は年々増加していたが、2009年になると他国籍の出願人による出願件数は大幅に減少した。一方で、2009年は中国籍の出願人による出願件数が大幅に増加している。世

世界的な景気後退による経済状況の悪化に伴い、各国・各機関で商標出願件数が軒並み減少している中、中国では北京五輪を開催し、上海万博の開催を控えていたことに伴う好景気が続いており、中国籍の出願人は景気後退の影響を全く受けず、順調に出願件数を増やしている現状が明らかとなった。中国全体の出願件数は2006年をピークに減少傾向となっていたが、2009年の商標出願件数は年間約83万件となり、世界第1位である。

その一方で、出願件数の増加によって出願から登録に至るまでの所要日数が長期化している問題もある。しかし、中国商標局は短縮化を図っており、今後審査期間は徐々に短くなっていくものと考えられるが、日本と比べ未だ相当長期間であることに注意すべきである。また、日本からの出願においては、ブランド名に英文字プラス中文の必要性から商標を出願する傾向や、防御目的で本来関係のない区分にも出願する傾向から出願件数が増える事情もある。他にも、登録後の商標管理以外に、市場に流通する模倣品への対策を講じておくことも、中国におけるブランド戦略上必要である。

他国籍の出願人のうち、米国籍、日本国籍、ドイツ国籍の出願人による出願は多く、特にドイツからの出願の70%以上は国際登録出願である。一方、日本や米国からの2009年の国際登録出願は約25%と、2008年に比べると増えているものの、その利用割合は低い。

国際登録出願を利用する際には、基礎出願・基礎登録の記載に基づく指定商品・役務の記載に対する指定国官庁の認識の温度差、セントラルアタックのリスク等を考慮する必要があるものの、出願から18ヶ月以内で権利取得の成否がわかる点、一出願多区分を許容している点、商品の補正指令にかかる方式審査による対応が不要な点、優先権主張証明書が不要な点、その後の管理の簡便性という利点を享受できると考えられる。なお、中国は国際事務局へ対する拒絶の通報が事実上拒絶査定となっている。これに関連して、拒絶の通報に対する再審請求の応答期限について、中国商標法上は15日となっているが、実務上では、30日として運用しているようである。直接出願を行った時の応答期限より国際登録出願は有利な制度となっているものの、その期間内に代理人を選任し拒絶査定への対応を検討することが必要となる。

## 2. アジア諸国（中国を除く）

2009年10月の財務省の貿易統計によると、日本からアジア諸国（中国を除く）への輸出額が増加し、輸出全体のけん引役となっているとの報告もあり、今後の貿易相手国としての重要性が増してくると考えられる。アジアの多くの国で商標出願件数は増加傾向にあるが、アジア諸国（中国を除く）における日本からの商標出願比率は、2008年に多少増加したものの、ほぼ横ばいで推移している。

アジア諸国（中国を除く）への出願で特に留意しなければならない点として、マドリッド協定議定書に加盟している国は、韓国、シンガポール、ベトナムのみであるということである。これらの国以外は未だ加盟していないので、出願の際に国際登録出願を利用してアジア諸国を指定することに限界があり、未加盟の国に対しては直接出願が必要となる。

また、韓国においては、2009年4月より優先審査制度が実施されている。日本の早期審査制度と非常に似ている制度であるが、ライセンシーの行為を考慮していない点に留意が必要である。その他にも、韓国では優先審査に際し、オフィシャルフィーを支払う必要がある点も日本と異なっている。更に、2010年7月から分割納付制度が実施されている。

### 3. 欧州諸国

欧州各国で商標の保護をするには、欧州各国の知的財産権庁への直接出願、国際登録出願による欧州諸国の指定などがあるが、EU加盟国に出願したい場合はこれらに加えて、OHIMへの直接出願、国際登録出願によるOHIMを指定する選択肢がある。欧州国籍の出願人は、EU加盟国に対してOHIMへの直接出願が増加しており、その一方で、EU加盟国各国への直接出願件数やEU加盟国を指定国とした国際登録出願件数は減少している。

日本国籍の出願人による欧州各国への直接出願は軒並み減少しているが、OHIMへの直接出願件数は年々増加している。日本企業が欧州へ出願する際にも、OHIMへの直接出願が多い傾向にある。そして、OHIMを指定した国際登録出願も2007年の22.1%から2008年は23.0%、2009年には25.8%と徐々に増加してきている。(表6-1参照) 今後もEU加盟国への出願に際しては、欧州各国への直接出願よりも、国際登録出願の利用も含めたOHIMへの出願が多くなるものと考えられる。ここで注意すべき点としては、OHIMへの出願はEU加盟国全てをカバーする商標権の取得が可能というメリットがある半面、EU加盟国の1ヶ国において取消しされ、無効が確定した場合には、他のEU加盟国においても権利が消滅してしまうことである。更に、OHIMへ出願する場合、各国へ直接出願をする場合に比べて廉価となるが、OHIMは方式審査と絶対的拒絶理由の審査しか行っていないので、EU加盟国の国内商標と抵触するという理由で各国から異議申し立てが可能となる。その結果、異議申し立てを受けることが多くなり、費用がかさむ場合がある。そのような状況に早期に対応できるように、出願と同時にウォッチングを開始したり、中間手続きの予算を事前に組むなどして、あらゆる状況を想定して対処しておくことが望ましい。

### 4. 米国

米国について、出願件数は2007年をピークに減少傾向が続いており、これらは景気の悪化など経済的な影響が要因と考えられる。一方で、2003年11月にマドリッド協定議定書の効力が発生して以来、米国が受け付けた国際登録出願件数や米国を指定国とする国際登録出願は年々増加している。日本から国際登録出願を利用した米国への出願割合も、2007年の16.8%から2009年には19.2%と利用が進んでいる状況がうかがえる(表6-1参照)が、他国と比べると米国を指定国とした国際登録出願の利用は少ない。この理由として、欧州と異なり、米国1ヶ国を大きな市場として捉えていることもあり、従来の直接出願という手続きを継続しているものと考えられる。また、米国への出願時には指定商品・役務を個別具体的な商品・役務名で指定する必要があるため、国際登録出願の元の出願となる基礎出願または基礎登録の指定商品・役務をそのまま使用することが困難な場合が多いことも、直接出願の利用が多い理由として考えられる。

しかしながら、米国を指定して国際登録出願をし、国際登録を受ける際には、米国への国際登録の拡張の要件として米国における商標の使用は求められず、商標を米国で使用する誠実な意図と国際登録の基礎となった本国登録があればよいことになっている。すなわち、直接出願の際は使用証拠の提出が必要となるが、国際登録出願の際は使用証拠の提出が必須ではないというメリットがある。ただし、いずれのルートを選択して出願した場合でも、登録後の5年目から6年目の間には、米国で実際に商標を使用していることに関する使用宣誓書及び使用証拠を提出しなければ商標登録が取り消されることになるので、米国での使用時期を考慮した上で出願を検討すべきである。